

世田谷区国土強靱化地域計画

令和3年（2021年）3月

（令和8年（2026年）3月一部修正）

世田谷区

目次

1	策定の趣旨	1
2	策定の基本的な考え方	2
3	区の状況	4
4	災害に関する区の計画等	10
5	基本的な進め方	12
6	脆弱性の評価と強靱化のための推進方針	17
	施策分野別推進方針	53

1 策定の趣旨

日本は豊かな自然に恵まれ、四季折々の姿がある一方、地理的・地質的特性から度重なる大規模な自然災害により様々な被害がもたらされてきた。

M7.9の巨大地震が首都圏を襲った1923年の「関東大震災」、明治以降台風被害としては最大の被害を引き起こした1959年の「伊勢湾台風」、観測史上最大の震度7の直下型地震が大都市を直撃した1995年の「阪神・淡路大震災」、2011年の東日本大震災は、観測史上最大のM9.0の巨大地震で最大遡上高40mを超える大津波が発生し未曾有の大災害となった。

その後も、熊本地震、令和元年東日本台風（2019年）など各種災害が発生している。

このような大規模な自然災害により様々な被害をもたらされてきたが、災害から得られた教訓を踏まえ種々の災害対策を講じてきたものの「大規模な自然災害」、「甚大な被害」、「長期にわたる復旧・復興」を繰り返してきた。

平成25年（2013年）12月、国において「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」（以下「基本法」という。）が制定された。この中で、基本理念において、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する政策の総合的、計画的な実施が重要であるとされている。地方自治体については、基本法第4条に地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する」と規定されており、同法第13条で国土強靱化地域計画を策定することができることが定められている。

これまで区では、世田谷区地域防災計画を作成し、国や都における災害関係法令の改正や計画等の修正を踏まえるとともに実災害の教訓等を踏まえた区の取組みについて計画への反映を行い、世田谷区地域防災計画の見直しを行ってきた。

このような現状を踏まえ、本区においても、様々な自然災害から区民を守るため、更なる防災・減災の取組みに加え、様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる、安全で災害に強いまちづくりを実現するため、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として東京都国土強靱化地域計画と調和した「世田谷区国土強靱化地域計画」を策定した。

その後、東京都による被害想定公表（令和4年（2022年））や国が行った基本法改正及び国土強靱化基本計画改定（令和5年（2023年））、さらには令和6年（2024年）に世田谷区基本計画を策定したことなどを踏まえ、本計画の見直しを行う。

2 策定の基本的な考え方

1 世田谷区の状況

国内では近年、平成28年(2016年)4月の熊本地震では二度による震度7の地震、平成30年(2018年)7月の西日本豪雨、北海道胆振東部地震、令和6年(2024年)能登半島地震など、大規模な災害が相次ぎ、多くの人命や財産が失われてきた。令和元年(2019年)の台風第15号・第19号においては、区内でも大きな被害が発生した。

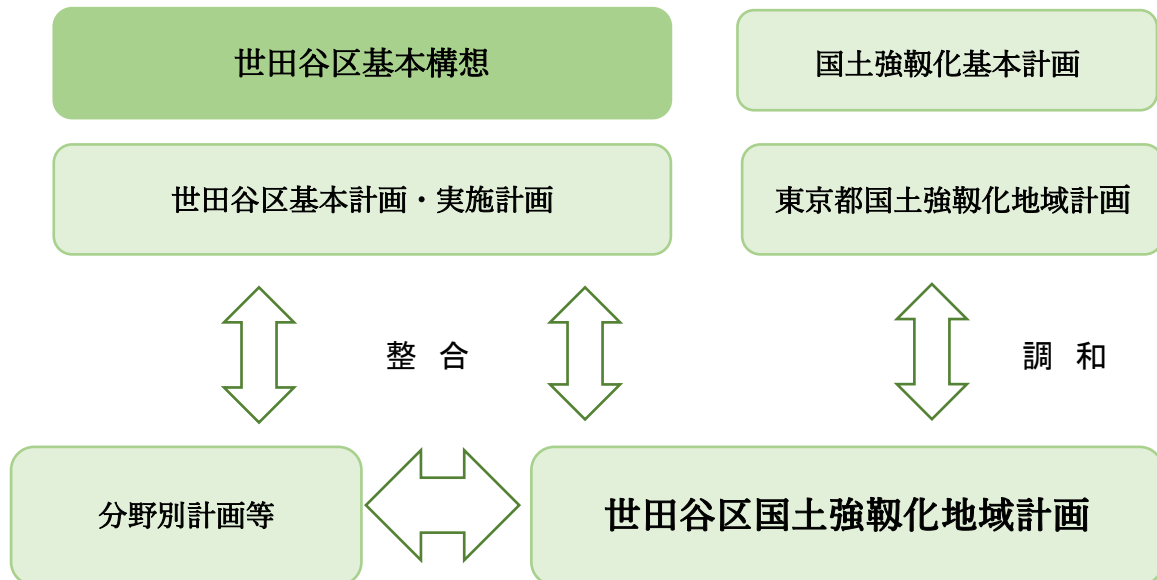
東京都の地域危険度測定調査で世田谷区は、比較的「建物倒壊危険度」「火災危険度」「総合危険度」ともに全体的に危険度は低くランクされているが、都心南部直下地震等による東京の被害想定(冬の夕方18時)では、都心南部直下地震が起きた場合、区における死者は約650人(都:約6,200人)、負傷者約7,200人(都:約93,500人)、建物被害約25,800棟(都:約194,500棟)、帰宅困難者約116,700人(都:最大約415万人)となっており、特に火気器具の利用が多い時間帯で、鉄道等のラッシュ時にもあたり、また、人口は90万人を超え高齢者人口も多いためより大きな被害が想定される。

また、道路の被災や交通渋滞により物資搬入が滞ることによる物資不足や電力供給の不安定化、携帯電話等の不通などにより、大きな混乱に陥ることも想定される。

これまで、本区においては、多数の死傷者を伴う災害には見舞われていないが、本区においても、様々な自然災害から区民を守るため、更なる防災・減災の取組みに加え、様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる、安全で災害に強いまちづくりの視点を持ち国土強靱化の取組みを進めていく。

2 他の計画との関係

本計画は、区政運営の基本となる「世田谷区基本構想」を実現していく計画とするとともに、「世田谷区基本計画」を区の最上位としつつ、基本法の趣旨を踏まえ、世田谷区地域防災計画をはじめとする各行政分野の個別計画の強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づける。



※分野別計画等

世田谷区地域防災計画、世田谷区地域行政推進計画、世田谷区産業振興計画、世田谷区農業振興計画、世田谷区災害廃棄物処理計画、健康せたがやプラン、世田谷区都市整備方針、世田谷区防災街づくり基本方針、世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針、世田谷区耐震改修促進計画、世田谷区みどりの基本計画、生きものつながる世田谷プラン、せたがや道づくりプラン、世田谷区無電柱化推進計画、世田谷区豪雨対策行動計画、世田谷区橋梁長寿命化修繕計画、世田谷区舗装更新計画、世田谷区立公園等長寿命化改修計画

3 計画期間

本計画は、計画期間は定めないが、国の国土強靱化基本計画においては、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととされている。

区では、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）の8年を計画期間とした世田谷区基本計画を策定している。基本計画と国土強靱化地域計画は、どちらも指針性を有していることから、一体的に策定している自治体もあるが、国や東京都の国土強靱化に関する動向や他自治体の災害発生状況などを踏まえた本計画の見直しを可能とするため、両計画の整合を図りつつ、別々に計画を策定し、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 区の状況

1 世田谷区の概況

■位置

世田谷区は、東京23区の西南部に位置し、都心（東京駅）まで約9～18km、副都心（新宿、渋谷）まで1km～10kmの距離にある。

東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区と多摩川をはさんで神奈川県川崎市と接している。

■面積

区域の形は、東西約9km、南北約8kmのほぼ平行四辺形の形をしており、面積は約58.05km²で、東京23区の総面積の約1割を占めており、大田区に次ぐ広さを有している。

■地形

地形は、南西部は多摩川・野川に沿って、成城から大蔵・瀬田・野毛に至る高さ10～20mの急な崖（国分寺崖線）があり、この崖を境に北東側は台地（洪積層）、南西側は低地（沖積層）となっている。

武蔵野台地の一部である台地部は、標高30～50mで、多くの河川によって樹枝状に浸食され、丘や谷の起伏ができています。

低地部は標高10～25mで、台地部と約20mの高度差のある平坦地となっている。

■人口・世帯

区の人口は923,210人（令和7年（2025年）1月1日現在）、総世帯数は502,617世帯（令和7年（2025年）1月1日現在）で東京23区の中では、人口、世帯数とも最大となっており、県では、香川県、秋田県、和歌山県、山梨県、佐賀県、福井県、徳島県、高知県、島根県、鳥取県、以上10県、政令指定都市では、北九州市、堺市、新潟市、浜松市、熊本市、相模原市、岡山市、静岡市、以上8政令市を上回る人口規模となっている。

■土地利用現況

土地利用は、住宅都市としての特性を反映して、多くの専用住宅と集合住宅が占めている。

建物の敷地として利用されている「宅地」が区全体面積の67.3%、「非宅地」が32.6%を占めている。宅地の利用としては住居系が最も多く、宅地の74.9%、区全体面積の50.4%を占めている。

非宅地では、公園系が5.8%、緑地・河川系などの自然を残している土地の面積は、合計しても2.0%と少ない状況である。（土地利用現況調査2021年度（令和3年度）より）

■道路

区内には、環状七号線や環状八号線、玉川通り、甲州街道などの幹線道路（幅員22m以上）、世田谷通りや駒沢通りなどの地区幹線道路のほか、中央自動車道や東名高速道路、首都高速道路などが整備されている。

幹線道路は約9割が整備済となっているが、地区幹線道路や主要生活道路の整備率は約4割である。

また、区内には4m未満の狭あい道路が多く、区の道路全体の4分の1を占めている。

■公園

世田谷区立公園条例において、区民一人当たりの公園面積の目標は6㎡としているが、半分の3㎡にも達していない現状である。また、屋外レクリエーションや災害時の避難地としての機能を果たすことができる敷地面積1ha以上の公園が不足している。

（世田谷区と東京都との比較）

	世田谷区	東京都
面積	58.05k㎡	2,1949.94k㎡
人口総数	923,210人	1408.6万人
外国人人口	28,202人	66.3万人
転入	66,365人	46.1万人
転出	59,208人	38.2万人
合計特殊出生率	0.94	0.99
一般世帯数	502,617世帯	722万世帯
1世帯当たりの人員	1.84人	1.92人
病院数	27施設	637施設
事業所数	27,500事業所	62.8万事業所
従業者数	269,751人	959.2万人
一般会計予算額	3,715億5,154万7千円	8兆5千億円
交通事故発生件数	1,808件	3.1万件
刑法犯認知件数	4,112件	8.9万件
出火件数	198件	4,365件

※「データでみるせたがや令和6年版（2024年）」及び「世田谷区統計データ」、
「くらしと統計2025（令和7年3月発行）」より

2 地震による被害想定

都心南部直下地震【M7.3 冬の夕方18時 風速8m/秒】

		世田谷区		東京都		
人的被害	死者	645	人	6,148	人	
	揺れによる建物倒壊	212	人	3,209	人	
	急傾斜地崩壊	1	人	8	人	
	火災	398	人	2,482	人	
	ブロック塀等	16	人	205	人	
	屋外落下物	0	人	5	人	
	屋内収容物	18	人	239	人	
	負傷者 (うち重傷者)	7,132 (1,212)	人	93,435 (13,829)	人	
	揺れによる建物倒壊	4,427	人	69,547	人	
	急傾斜地崩壊	1	人	11	人	
	火災	1,738	人	9,947	人	
	ブロック塀等	537	人	7,057	人	
	屋外落下物	2	人	378	人	
屋内収容物	427	人	6,496	人		
建物被害	全壊・焼失棟数	25,757	棟	194,431	棟	
	ゆれ・液状化等	6,464	棟	82,199	棟	
	火災(建物倒壊を含まない)	19,293	棟	112,232	棟	
ライフライン被害	電力停電率	18.9	%	11.9	%	
	通信不通率	11.5	%	4.0	%	
	上水道断水率	23.2	%	26.4	%	
	下水道管きよ被害率	5.6	%	4.0	%	
	ガス供給停止率	14.4	%	24.3	%	
その他被害	避難者数	252,337	人	2,993,713	人	
	避難所避難者数	発災1日後	151,290	人	—	人
		発災4日～1週間後	168,224	人	—	人
		発災1か月後	52,374	人	—	人
	都内滞留者数	768,014	人	15,836,955	人	
	帰宅困難者数(最大)	116,697	人	4,151,327	人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	1,267	台	22,426	台	
	要配慮者 死者数	409	人	3,915	人	
	自力脱出困難者	1,957	人	31,251	人	
災害廃棄物	231	万t	3,164	万t		

※東京都の被害想定数は「東京都地域防災計画 震災編」及び「首都直下地震等による東京の被害想定

報告書」より

※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

※小数点以下の四捨五入により合算は合わないことがある。

※ゆれ・液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

—— 参考 ——

<東日本大震災の区の被害状況>

- 発生日時 平成23年（2011年）3月11日（金）14時46分頃
- 震度 世田谷区 震度5弱
- 人的被害 負傷（軽傷）1名
- 物的被害

区分	件数
住家（一部）破損	166件
公共施設（一部軽微な破損）	50件
道路（陥没・亀裂等）	3件
擁壁損傷	1件
大谷石塀等の倒壊、一部損壊	87件

※上下水道、電気、ガス、電話のライフラインの被害はなし

- 帰宅困難者 休憩・宿泊用支援施設数 24か所
避難者数 998名（宿泊等の長期滞在者数）

3 世田谷区に被害を及ぼした主な水害被害

発生月	事象	総雨量 (ミリ)	時間最大雨量 (ミリ)	床下浸水 (棟)	床上浸水 (棟)
平成元年7月 (1989年)	集中豪雨	233	68	122	8
平成元年8月	集中豪雨	99	98	292	71
平成2年8月 (1990年)	集中豪雨	78	63	7	10
平成3年9月 (1991年)	台風第18号	240	40	67	8
平成11年7月 (1999年)	集中豪雨	46	43	13	15
平成11年8月	集中豪雨	84	75	36	53
平成15年10月 (2003年)	集中豪雨	66	64	38	25
平成17年9月 (2005年)	集中豪雨	197	100	245	221
平成20年8月 (2008年)	集中豪雨	316	63	28	19
平成25年7月 (2013年)	集中豪雨	70	66	132	33
平成26年6月 (2014年)	集中豪雨	65	59	1	12
平成30年8月 (2018年)	集中豪雨	114	111	7	49
令和3年3月 (2021年)	集中豪雨	133	54	0	2
令和6年7月 (2024年)	集中豪雨	67	50	11	5
令和7年7月 (2025年)	集中豪雨	106	95	1	3
令和7年9月	集中豪雨	146	90	5	12

4 令和元年台風第19号(2019年)に関する被害状況等

1 区内の雨量

(期間：10月11日(金)14時00分～12日(土)23時30分)

雨量観測所	総雨量	10分間最大雨量	1時間最大雨量
烏山	292mm	8mm(10/12 20:48)	33mm(10/12 14:08)
世田谷	264mm	10mm(10/12 15:30)	34mm(10/12 15:47)
桜上水	280mm	9mm(10/12 15:29)	34mm(10/12 15:48)
北沢	270mm	13mm(10/12 15:28)	36mm(10/12 15:30)
上祖師谷	246mm	7mm(10/12 10:27)	27mm(10/12 14:10)
砧	274mm	8mm(10/12 13:24)	33mm(10/12 13:51)
上用賀	275mm	8mm(10/12 13:19)	34mm(10/12 13:50)
玉川	256mm	7mm(10/12 08:12)	31mm(10/12 13:50)

2 風の状況 (10月12日(土)21時12分)

区内最大瞬間風速 35.2m/秒(世田谷区役所)

3 停電の状況

○北沢地域 北沢2丁目(約500軒)

○玉川地域 尾山台1丁目(約300軒)、尾山台2丁目(100軒未満)、上野毛2丁目(約700軒)、玉堤1丁目(約1700軒)、玉堤2丁目(約400軒)、野毛2丁目(約700軒)、野毛3丁目(約700軒)

○砧地域 船橋6丁目(100軒未満)

4 その他(り災証明発行数)

地域	最大総雨量	床上浸水	床下浸水	一部損壊	半壊	全壊
世田谷	292ミリ	5件	2件	36件	2件	0件
北沢		8件	0件	23件	0件	0件
玉川		0件	0件	190件	313件	1件
砧		2件	0件	38件	16件	0件
烏山		1件	0件	18件	0件	0件
合計	—	16件	2件	305件	331件	1件

玉川・砧地域について、床上・床下浸水件数は、再調査の結果により被害程度を一部損壊・半壊・全壊に振り分けている。

4 災害に関する区の計画等

世田谷区基本構想では、「災害に強く、復元力を持つまちをつくる」を一つのビジョンに、基本計画では「日常生活と災害対策・環境対策を結びつける」を計画の理念の一つとして、分野別政策に「安全・安心のまちづくり」、「災害に強い街づくり」を掲げ、実施計画をはじめ分野ごとの個別計画において具体的な取組みを進め「災害に強く、復元力を持つまちの実現」を目指している。

また、区の基本構想において、区民等の区政への参加と協働による取組みを推進しており、これは、国土強靱化でも言われている、ソフト対策としての共助による地域・地区の防災力の向上をはじめとした区民・事業者等による連携・協力など、さまざまな視点より策定をしている。

世田谷区地域防災計画においては、分野ごとの個別計画と整合性を図り、震災や風水害等多岐にわたる自然災害を想定し、予防・応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

また、後述の脆弱性の評価結果より、強靱化に関わる産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の事業や取組みについても、各分野別計画にて強靱化の趣旨に沿った対策となっている。

本計画は、各分野別計画と整合を図り、地域防災計画のほか各分野別計画等の強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づけており、各分野別計画等で具体的な取組み等が計画化されているため、本計画には目標数値等は記載せず作成している。

1 関連する主な計画等

世田谷区基本構想 平成25年（2013年）9月27日区議会議決

～災害に強く、復元力を持つまちをつくる～

老朽化しつつある社会インフラを保全、更新するとともに、建物の耐震化・不燃化や避難路の整備、豪雨対策など安全で災害に強いまちづくりを進めます。区民が防災・減災の意識と知識を持ち、小学校などを地域の拠点とし、災害弱者になりやすい人への支援もふくめた地域づくりに力を尽くします。災害時の活用を意識して、自らの暮らしに不可欠なエネルギーや食糧などは、一つの方法に頼らないようにして備えておきます。災害など何かあってもしなやかに、そしてすみやかに立ち直れるまちにしていきます。

世田谷区基本計画 令和6年（2024年）3月策定

重点政策	多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成 誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化 自然との共生と脱炭素社会の構築 安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出
分野別政策	安全・安心のまちづくり 災害に強い街づくり

都市整備方針 令和7年（2025年）7月改定

テーマ別方針 安全で災害に強いまちをつくる

- ① 震災に強いまちとする
- ② 震災後はすみやかに復旧・復興に取り組む
- ③ 水害や土砂災害を抑制する
- ④ 日常の安全・安心を確保する
- ⑤ 都市基盤を維持・更新する

世田谷区地域防災計画 令和7年（2025年）修正

1 震災編 【予防・応急・復旧計画、災害復興計画、南海トラフ地震等防災対策】

・減災目標 令和12年度（2030年度）までに、「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」する。

・主な計画 区民と地域の防災力向上／安全な都市づくりの実現／安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保／応急対応力、広域連携体制の強化／情報通信の確保／医療救護等対策／帰宅困難者対策／避難者対策／物流・備蓄・輸送対策の推進／放射性物質対策／区民の生活の早期再建

2 風水害編 【災害予防計画、災害応急・復旧対策計画、雪害対策】

・主な計画 水害予防対策／都市施設対策／地域防災力の向上／防災運動の推進／初動態勢／情報の収集・伝達／水防対策／警備・交通規制／災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、災害廃棄物処理／公共施設等の応急・復旧対策／雪害予防対策／雪害応急対策

3 富士山等噴火降灰対策編

・主な計画 災害予防計画／災害応急・復旧対策計画

4 大規模事故対策編

・主な計画 大規模事故時の応急対策計画

※風水害編以下の主な計画について記載のない事項は、震災編の記載によるものである。

防災街づくり基本方針 平成28年（2016年）3月改定

基本理念 震災が起きても区民の生命と財産が守られ、住み続けられるまち

- ① 揺れに強いまちをつくる
- ② 火災に強いまちをつくる
- ③ 安全に避難できるまちをつくる
- ④ 迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる

5 基本的な進め方

1 想定するリスク（災害）

区民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模な事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震、首都直下地震など遠くない将来に発生する可能性や、大規模自然災害は広域な範囲に甚大な被害をもたらすこととなることから、大規模自然災害に備える国土強靱化の趣旨を踏まえ、本計画では次の大規模災害を想定することとしている。

【想定リスク：地震、地震火災、洪水・浸水、土崩れ、火山噴火などの自然災害】

2 基本的な進め方

令和5年（2023年）10月に内閣官房国土強靱化推進室で作成された「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」に基づき、区の地域特性及び目指すべき将来の世田谷区の姿を念頭に置き脆弱性評価を行った。

OSTEP 1 目標の設定（強靱化する上での目標の明確化）

国や東京都の目標を参考に世田谷区の地域特性を踏まえて4つの基本目標と6つの事前に備えるべき目標を設定した。

OSTEP 2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態の設定）

STEP1 同様に、国と東京都を参考に、21のリスクシナリオを設定した。

OSTEP 3 脆弱性の評価（分析、課題の抽出）

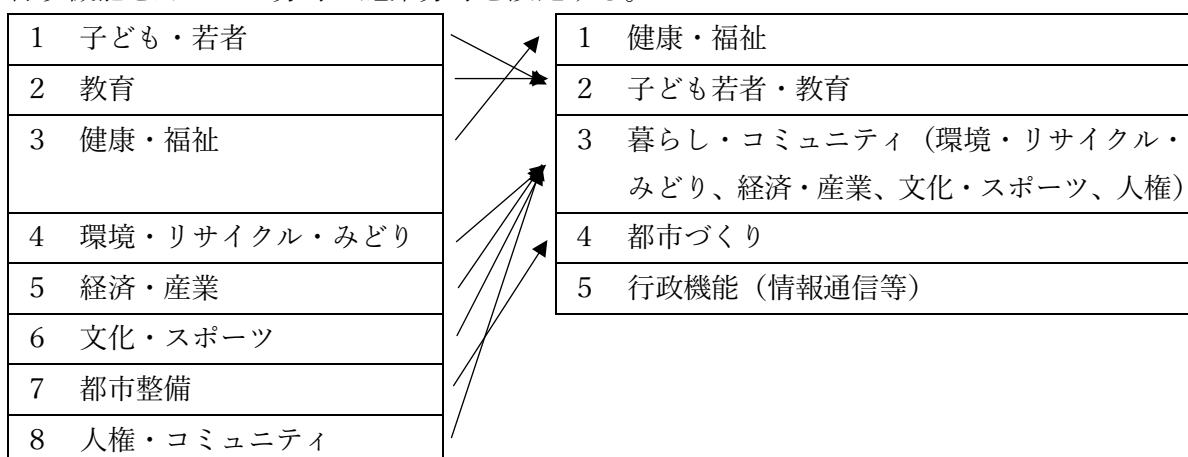
リスクシナリオを回避するため最悪の事態に対する脆弱性を分析し課題を抽出した。

OSTEP 4 推進方針（強靱化のための対応方策）

脆弱性の評価結果をもとに必要な取り組むべき施策の検討をした。

3 強靱化に関する分野別の設定

世田谷区基本計画の分野別政策の8分野（災害・危機管理除く）を次のとおり整理し、行政機能を加えた5分野で施策分野を設定する。



STEP 1 基本目標の設定と事前に備えるべき目標の設定

1 基本目標

大規模な自然災害の発生時には、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えることが重要である。

これらを踏まえ、国の国土強靱化基本計画、都の東京都国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標及び世田谷区の地域特性を踏まえ、以下の4つを基本目標として設定した。

1 人命の保護が最大限図られること

2 区及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

3 区民の財産及び公共施設の被害が最小限に抑えられること

4 迅速な復旧復興を達成すること

(参考：国と東京都の基本目標)

国（国土強靱化基本計画）

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

東京都（国土強靱化地域計画）

- 1 人命の保護
- 2 首都機能の維持
- 3 公共施設等の被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標の実現に向け、国土強靱化基本計画、東京都国土強靱化地域計画を踏まえつつ、本区の地域特性や近年の災害において新たに認識された課題等を踏まえ、様々な自然災害を想定し、より具体的な達成すべき目標として次の6つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

事前に備えるべき目標	
目標 1	大規模自然災害が発生したときでも・大規模自然災害と大規模感染症が同時に発生したときでも人命の保護が最大限図られる
目標 2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ
目標 3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
目標 4	大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
目標 5	大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要な最低限の情報通信機能、電気、ガス、上下水道、燃料、道路ネットワーク等を確保する
目標 6	大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

STEP 2 起きてはならない最悪の事態の設定

1 起きてはならない最悪の事態の想定

前述の STEP1 で記載した、4つの基本目標と6つの事前に備えるべき目標をもとに、国土強靱化基本計画、東京都国土強靱化地域計画を踏まえつつ、本区の地域特性や近年の災害において新たに認識された課題等を踏まえ、想定した自然災害及び区の地域特性等を踏まえ、次の21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも・大規模自然災害と大規模感染症が同時に発生したときでも人命の保護が最大限図られる

No.	起きてはならない最悪の事態の想定
1-1	住宅・建物等の大規模倒壊により多数の死傷者が発生する事態
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設で大規模火災により多数の死傷者が発生する事態
1-3	風水害により市街地が広範囲に浸水する事態
1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等により多数の死傷者が発生する事態
1-5	情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生する事態
1-6	大規模自然災害と大規模感染症が同時に発生し多数の死傷者が発生する事態

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ

No.	起きてはならない最悪の事態の想定
2-1	消火・救助・救急、医療活動が絶対的に不足する事態（エネルギー供給の長期途絶を含む）
2-2	劣悪な避難生活や不十分な健康管理により多数の被災者の健康が悪化する事態
2-3	食料・飲料水等、生命に関わる物資の供給が長期に停止する事態
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生により混乱が生じる事態
2-5	疾病・感染症が大規模に発生する事態

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

No.	起きてはならない最悪の事態の想定
3-1	区役所及び施設等の被災により行政機能が大幅に低下する事態
3-2	区職員の被災や業務量増加等による心身の不調により行政機能が大幅に低下する事態

目標 4 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

No.	起きてはならない最悪の事態の想定
4-1	企業が被災により事業継続不能になる事態（サプライチェーンの寸断による企業の生産力が低下する事態を含む）

目標 5 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要な最低限の情報通信機能、電気、ガス、上下水道、燃料、道路ネットワーク等を確保する

No.	起きてはならない最悪の事態の想定
5-1	災害により必要な情報が必要な人に伝達できない事態（電力供給、テレビ、ラジオの中断等）
5-2	電気・ガス・上下水道などのライフラインの停止が長期化する事態
5-3	道路被害により道路ネットワークの機能が分断する事態

目標 6 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

No.	起きてはならない最悪の事態の想定
6-1	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化により復旧復興が大幅に遅れる事態
6-2	復旧復興体制の遅れや人材不足により復旧復興が大幅に遅れる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞が長期化し復旧復興が大幅に遅れる事態
6-4	風評被害により世田谷のイメージが低下する事態

脆弱性の評価と強靱化のための推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも・大規模自然災害と大規模感染症が同時に発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅・建物等の大規模倒壊により多数の死傷者が発生する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■庁舎や学校等の公共施設は、防災拠点や避難所として重要な役割を果たし、また災害時であっても行政サービスの継続の必要があり、避難所となる学校の耐震化工事は令和5年度（2023年度）末で完了している。学校をはじめ公共施設においては、経年変化などによる影響の調査や点検を行うなど適切な維持管理に努め耐震性能を維持していく必要がある。</p> <p>■世田谷区耐震改修促進計画では、令和7年度（2025年度）末での住宅の耐震化率（新耐震基準）は95.5%と見込まれており、特定建築物は令和6年度（2024年度）末で97.1%となっている。住宅の耐震化率は、令和12年度（2030年度）までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とし、特定建築物については、できるだけ早期に耐震化率100%を達成することを目指している。木造住宅の無料耐震診断をはじめ、設計費用・工事費用等の助成制度により耐震化を促進しているが、一定程度の費用負担を伴う所有者の資金不足や、既存建築物の法令適合等助成条件などの課題がある。所有者の経済的な負担も考慮しながら、より利用しやすい支援制度へと改善を図るとともに着実に耐震化が進むよう周知・啓発を繰り返し行いながら耐震化を促進していく必要がある。</p>	<p>【建築物の耐震化の促進】（子ども若者・教育、都市づくり、行政機能）</p> <p>■建築物の耐震化を促進し、揺れによる建築物の被害・損傷を未然に防ぐ。</p> <p>■児童養護施設などの児童を入所させる児童福祉施設が災害時においても事業を継続できるよう耐震化や非常用自家発電設備の整備を推進する。また、養育者を失った児童の一時保護をはじめ、被災した家庭や医療等の復旧従事者の家庭で児童の養育が困難になった場合の一時保護機能の整備を進める。</p> <p>■災害時に救急・救命活動等の重要な役割を持つ緊急輸送道路や沿道耐震化道路の沿道建築物や住戸数が多く倒壊した場合に周囲への影響が大きい分譲マンションなどについて耐震化を促進する。</p> <p>【落下物及び倒壊等の防止】（都市づくり）</p> <p>■地震発生時の人身事故等の危険性を抑制するため、ビルのガラスや外壁タイルの落下防止、民間建築物の特定天井の脱落防止、ブロック塀等の適切な設置・管理、安全対策の重要性等について所有者への啓発や改善への支援に取り組んでいく。また、震災の際に負傷者が多い家具類等の転倒防止のための家具類転倒防止器具の取付け、住宅の倒壊から生命を守る耐震シェルターの設置など総合的な安全対策の取組みを進めていく。</p> <p>■区民向けのわかりやすい広報や防災訓練等を通じた啓発を積極的に展開することにより住宅の建替えや改修、家具の転倒防止対策等の</p>

■建物等の倒壊だけでなくビルの窓ガラスや看板等の工作物の脱落、ブロック塀の倒壊などにより通行人等へ危害を及ぼすことがないよう対策が必要である。通学路の安全点検や都と連携した屋外広告物の安全対策は災害時の避難経路の安全性の向上につながっていくため、きめ細かな対策が求められる。

■大地震が発生した場合、住宅内での家具類等の転倒・落下・移動などによる被害者の多くが、高齢者・障害者・要介護者等の要配慮者である。住宅内での安全対策の重要性についてあらゆる広報媒体を活用し、より一層普及啓発を進めるとともに、特に被害の多い要配慮者に対しての支援策を充実していく必要がある。

■橋梁の落橋、カルバートや道路擁壁の崩壊等、道路施設の大規模な損壊により、道路利用者の生命を脅かすリスクを低減させる必要がある。

■被災建築物応急危険度判定員（以下「判定員」という。）、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）の登録を行い、連絡体制や必要な研修を行っている。発災直後より迅速に被災建築物応急危険度判定、被災地宅地危険度判定を実施できる体制を充実する必要がある。

■判定員登録の周知・広報による有資格者の確保、判定資器材の整備、講習会や訓練による判定技術の向上など災害前の取組みが重要である。

■区民一人ひとりの防災行動力の強化をするとともに地域の住民が自分たちの地域の生命・財産を守るため防災区民組織などが中心とな

家屋内の安全性の向上を促す効果的な取組みを推進する。

【基盤施設の安全性の確保】（都市づくり）

■道路施設の点検、適切な維持管理、老朽化対策、耐震化を着実に進め、あらゆる災害に起因する道路の致命的な損傷を防止する。

【建物や敷地の被害状況の把握】（都市づくり）

■余震等に伴う二次被害を防ぐため、発災直後より迅速に被災建築物応急危険度判定、被災地宅地危険度判定を実施できるように、判定員・判定士の確保、判定資器材の整備等により運営体制を整備する。判定員については、講習会や訓練などを繰り返し実施し、判定技術の向上に取り組む。

【地域の防災力の向上】（暮らし・コミュニティ、行政機能）

■防災知識普及のための啓発活動をはじめ、実践的な避難所運営訓練や区内全地区で「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンに掲げ実施している防災塾の活動を充実し、自助・共助の推進を図り地区の防災力の向上を促進する。

■区民一人ひとりが災害を他人事ではなく自分事として捉え、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災意識が醸成された地域社会の構築を進める。

■避難行動要支援者の安否確認・避難支援には、避難支援者との連携・協力体制が不可欠である。地域団体や事業者、関係機関等の様々な避難支援者とも連携・協力して安否情報等を集約・整理する体制の充実を図る。

<p>り継続して防災訓練等を実施できるよう必要な支援を行っていくことが重要である。また、在住外国人等に対しての災害関連標識等の外国語標記や防災知識等の支援をしていくことが必要である。</p> <p>■被害想定では、死者の多くを要配慮者が占めており、支援事業の協定締結数や地域の担い手不足への対策及び事業者との連携などによる支援体制の一層の強化が必要である。</p>	<p>【防災意識の醸成】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■区民自ら災害状況等の情報収集をしたうえで的確に判断ができるよう、災害時の情報収集手段や災害への備えなどを、高齢者や障害者、外国人等に配慮した各種広報媒体を活用して周知し、防災意識を醸成していく。また、来訪外国人等にも伝わるよう、災害関連標識等の外国語標記を進めていく。</p>
--	--

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設で大規模火災により多数の死傷者が発生する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■地震火災により大きな被害が想定される、木造住宅密集地域等が世田谷区内にも分布しており、区ではその解消に向け、国や都の補助制度などを活用し、建築物の不燃化、道路・公園の整備を進めてきた。これらの取組みにより、地域の防災力は向上しつつあるが、木造住宅密集地域等の更なる解消に向け、取組みを継続していく必要がある。</p> <p>■新たな市街地の密集化予防、避難空間の確保、狭あい道路の拡幅事業などのハード施策と住民への防災知識の普及や近隣住民が協力し実施する防災訓練など、地域の防災力を向上させるソフト施策の両施策を総合的に推進していく必要がある。</p> <p>■延焼遮断帯としての機能を持つ都市計画道路のうち、環七・環八通り、玉川通りや甲州街道などの骨格防災軸の整備は概ね完了してい</p>	<p>【木造住宅密集地域等の解消】（都市づくり）</p> <p>■木造住宅密集地域等の不燃化推進、道路や公園などの都市の骨格づくりを進め、災害への備え、減災による都市の復元力を高めていく。</p> <p>■木造住宅密集地域等においては、国や都の補助事業を活用し、道路・公園の整備、避難地・避難路・延焼遮断帯の確保など公園、緑地、広場の整備、老朽建築物の不燃化を推進する。さらに、不燃化推進特定整備地区制度（不燃化特区制度）導入地区においては、延焼による焼失ゼロを目指し、建替え意向のある所有者等を中心に、重点的かつ集中的に老朽建築物の除却や建替えを推進する。</p> <p>【延焼拡大の防止と避難空間の確保】（都市づくり）</p> <p>■延焼遮断帯としての機能を持つ地区幹線道路の整備率は低い状況にある。「せたがや道づ</p>

るが、主要延焼遮断帯の整備率は約5割、一般遮断帯の整備率は約3割と低い状況である。延焼遮断帯や避難路としての機能を持つ都市計画道路については、都との連携を強化し早期に整備を図る必要がある。

- 延焼を遅らせる機能や避難場所ともなる公園の計画的な整備や農地の保全に向けた取組みを進める必要がある。

《公園緑地の現況：269.83ha
(令和7年(2025年)4月1日現在)》

- 地震発生時における住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を優先的に促進する必要がある。

- 道路上にある電柱は、災害時に倒壊、電線の破断により道路閉塞してしまうと、避難行動や救急活動、物資の輸送に支障をきたし、電力・通信サービスの安定供給も妨げられる。より一層無電柱化を促進する必要がある。

- 迅速な消火活動及び救命・救急活動が行えるよう、道路啓開体制を強化していく必要がある。

- 的確かつ迅速な火災対応や救助活動等に中核的な役割を担う消防団への入団促進、活動環境の整備など消防団活動のさらなる充実強化を図る必要がある。

- 発災時には、「自らの生命は自らが守る」との自助の取組み、「自分たちのまちは自分たちで守る」との共助の取組みが重要である。日頃から様々な媒体を通じ自助・共助の必要性について意識啓発をするとともに、地域に必要な器具類等の設置や様々な関係者による

くりプラン」に掲げている目標が着実に達成されるよう取組みを進めていく。また、「みどりの基本計画」に掲げている防災・減災機能を有するみどりとして、延焼遅延帯を構成する公園や緑地等の整備を計画的に進めていく。

《公園の緑の目標量：+40ha
(平成30年度(2018年度)～令和9年度(2027年度))》

- 災害時にも、公園における災害防止、避難地、救援活動の拠点などの機能を適切に維持するため、「公園等長寿命化改修計画」等に基づき、計画的な公園改修と、予防保全型など施設ごとの適切な管理を推進すると共に、農地の保全に向けた取組みを進める。

【緊急輸送道路等の機能確保】(都市づくり)

- 災害時に消防活動や緊急物資輸送路等の重要な役割を持つ緊急輸送道路や沿道耐震化道路の沿道建築物や住戸数が多く倒壊した場合に周囲への影響が大きい分譲マンションなどについて耐震化を促進する。

- 道路施設の点検、適切な維持管理、老朽化対策、耐震化を着実に進め、あらゆる災害に起因する道路の損傷を極力低減させる。

- 電柱の倒壊、電線の破断による道路閉塞を防ぐために、無電柱化を推進する。

- 道路施設の損傷、倒壊、踏切の長時間に及ぶ遮断等により道路が閉塞した場合に、円滑な道路啓開活動が行えるよう、業界団体、鉄道事業者など関係機関との連携体制の充実を図るとともに、区職員による初動体制の整備についても検討する。

【消防団活動の強化・充実】(暮らし・コミュニティ)

- 消防団活動の更なる充実強化に向けて、入団促進や活動環境を整備し発災時には、地域・

訓練などを通じて地域の防災力の向上を図る必要がある。

- 住宅内での火災発生抑制のための効果が期待できる感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置など出火防止に向けた器具の重要性をより一層周知していく必要がある。

消防署等と連携し迅速に災害活動に取り組めるよう、より地域に密着し、やりがいを持って活動できる環境づくりを推進していく。

【防災意識の醸成】(暮らし・コミュニティ、都市づくり、行政機能)

- 日頃から様々な媒体を通じ自助・共助の必要性について意識啓発し、区民一人ひとりが災害を他人事ではなく自分事として捉え、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災意識の醸成を進める。また、住宅内からの出火を予防する取組みの必要性や予防対策について区民向けのわかりやすい広報、防災訓練等を通じた啓発を積極的に展開することにより、家庭用消火器や感震ブレーカーの設置など住宅内の出火抑制の向上を誘発する効果的な取組みを推進する。特に火災危険度の高い地区で重点的な取組みを進めていく。

【地域の防災力の向上】(暮らし・コミュニティ、行政機能)

- 様々な関係者や多くの住民の参加を得て繰り返し訓練等を継続して実施することにより区内の連携体制の強化を図るとともにスタンドパイプなど地域に必要な器具類等の設置等を通じて地域の防災力の向上を図る。
- 消防署等と連携し、スタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火訓練を推進していく。

1-3 風水害により市街地が広範囲に浸水する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■近年、豪雨等により河川堤防の決壊を引き起こすなど甚大な被害が生じている。今後も河川の計画規模を上回る極めて大きな洪水が発生する可能性が高まっている。令和元年台風第19号（2019年）では、多摩川沿いの地区で、多摩川の水位上昇に伴う浸水被害が広範囲に発生した。国や東京都と連携・調整し、早期に浸水被害軽減・防止に向けた整備を進めていく必要がある。</p> <p>■区内には、多摩川を除き一級河川が4河川、二級河川が6河川ある。このうち、野川は時間50ミリの降雨に対応する整備が概ね完了しているが、仙川、谷沢川、丸子川については整備途中であることから、集中豪雨によって浸水被害が発生する恐れがある。</p> <p>■河川氾濫や内水氾濫に起因して道路から建物敷地へ流れ込む浸水被害を防止するために、降雨時に河川や下水道等への雨水流出を抑制する流域対策として、区では昭和50年代後半から、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水貯留浸透施設の整備に取り組んでいるが、「世田谷区豪雨対策行動計画」に掲げる目標の達成が一部厳しい状況である。さらに、気候変動予測モデルでは2℃の気温上昇に伴い降雨量が1.1倍となると試算されており、浸水被害の拡大が予想され、目標の引き上げが必要となっている。</p> <p>■雨水浸透ますや透水性舗装、雨水タンクなどの雨水貯留浸透施設の設置に引き続き取り組むことに加え、大地や樹林などの自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフ</p>	<p>【多摩川の治水対策の強化】（都市づくり）</p> <p>■国土交通省を中心にまとめられた「多摩川水系流域治水プロジェクト 2.0」に基づき、国、都県、多摩川沿川自治体等と連携し、堤防整備を含めた溢水防止及び流域治水対策等を推進していく。</p> <p>【中小河川・下水道の整備】（都市づくり）</p> <p>■区部では、概ね時間75ミリの降雨（多摩部では概ね時間65ミリの降雨）までは、床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指す。河川・下水道の整備は、東京都が事業主体となって行っているが、区でも、東京都下水道局から業務を一部受託して、整備を推進していく。また、流下施設や貯留施設の整備については、事業主体である東京都と連携・調整を図りながら推進していく。</p> <p>【流域対策の強化、グリーンインフラの推進】（都市づくり）</p> <p>■概ね時間10ミリ降雨分以上の雨水流出抑制を目指す。気候変動に伴う降雨量の増加に備え、目標を上乗せする。公共施設（道路、公園、学校等）や民間施設における流域対策の強化、とりわけ新築・既存住宅における雨水浸透ますや雨水タンクの設置を促進する。また、大地や樹木などの自然環境が有する雨水の貯留、浸透、流出抑制などの機能を積極的かつ有効に活用するグリーンインフラを推進するため、好事例であるシモキタ雨庭広場や整備中の玉川野毛町公園、祖師谷での地先道路などの事業を参考に、さらなる施策の展開を図っていく。さらに、グリーンインフラの取組みを公共だけでなく民間へも広げてい</p>

ラを推進していくことが必要である。こうした中、流域対策は公有地や公共施設での取り組みだけでなく、区内の7割を占める宅地での取り組みが重要であり、そのための区民への理解を広げていくことが肝要である。

■地震等災害時に指定されている多摩川沿いの避難所の中には、洪水時に避難不可となる避難所がある。そのため洪水・内水氾濫ハザードマップ等を用いて、区民へ十分周知する必要がある。また、区民が的確な避難行動を行うために、地区防災計画に沿って訓練を充実させ、自主避難体制を確立させる必要がある。

■逃げ遅れ等の発生を防ぐよう、災害情報を迅速かつ正確に提供できるよう様々な情報伝達ツールの整備を進めるとともに、時代に即した情報収集・情報発信体制を随時取り入れ、区民等への雨に関する災害情報の提供方法を充実していく必要がある。

■風水害に備えた行政機関としての態勢を整備するとともに、発災時には、「自らの生命は自らが守る」との自助の取り組み、「自分たちのまちは自分たちで守る」との共助の取り組みの重要性について、日頃から様々な媒体を通じ自助・共助の必要性について意識啓発するとともに、特に避難行動要支援者の避難支援体制を整備しておく必要がある。また、地域・事業所・行政など関係者による実践的な訓練を継続していくことも重要である。

く。そのために、グリーンインフラの整備が当たり前となるよう、グリーンインフラが持つ浸水対策にとどまらず全ての生き物のための環境保全やウェルビーイングまで多様な機能と効果を可視化するなど、わかりやすく区民に伝えていく。また、宅地における雨庭整備などのインセンティブとなるよう、補助メニューの拡充を検討する。

【水害に強い家づくり・まちづくり対策の推進】（都市づくり）

■水害に強い家づくり・まちづくりを目指す。区民や事業者が、過去の浸水履歴や、河川・下水道の整備状況及び流域対策の実施状況等の理解を深められるよう、必要となる情報の提供及び周知を積極的に行う。加えて、浸水対策の自助の取り組みを支援するために、土のうステーションの充実に加え、止水板設置に対する助成を行う。また、土砂災害警戒区域等にも指定されている等々力溪谷公園の斜面樹林地において、石材や丸太などの自然素材を組み合わせた土留めや石組みの設置など、土中環境の改善を図りながら斜面土砂の崩落防止を行うと共に、斜面樹林地を健全化することで、倒木の被害や谷沢川への土砂流出防止といった二次災害の抑制に寄与する

【情報の充実と避難対策】（行政機能）

■近年、局地的な大雨や台風などの被害が頻発していることを踏まえ、災害時に適切な避難行動がなされるよう、平時より災害リスクととるべき行動、水害時の開設避難所などホームページや洪水ハザードマップへの掲載、防災訓練を通じた周知など様々な広報活動により浸水被害軽減の啓発活動をより強化していく。

■区民が避難行動等に必要な周囲の状況を把握するため、気象情報や雨量・河川水位の情報

配信している災害・防犯情報メールの登録者増加に向けた取組みをより一層促進していく。

■避難行動要支援者については、地域や事業者などと連携して、地域の実情にあった支援対策に取り組むとともに、各地域水防本部における体制の共有により、避難支援体制を強化していく。

■現在、緊急情報を提供している、防災ポータルや防災無線放送、ホームページ、メール、SNS、エフエム放送などの伝達手段の充実と技術革新に併せた伝達手段の多様化を進めるとともに、高齢者や障害者、外国人等にも配慮した多様な情報手段の確保をしていく。

【地域の防災力の向上】（暮らし・コミュニティ、行政機能）

■防災知識普及のための啓発活動をはじめ、実践的な避難所運営訓練や区内全地区で「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンに掲げ実施している防災塾の活動を充実し、自助・共助の推進を図り地区の防災力の向上を促進する。

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等により多数の死傷者が発生する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■都内では、富士山火口から距離があるため、溶岩流や火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。火山灰は都県をまたぎ、広い範囲に及ぶため、国や都の対策の検討状況を踏まえ、区でも火山灰による具体的な対策を継続して検討していく必要がある。</p> <p>■広域に堆積する火山灰により交通機関やライフライン施設、経済活動や社会生活にどのような影響を及ぼすのかが明らかではないが、仮に少量の火山灰であっても社会的影響は大きく地域全体で火山災害に取り組むといった体制の構築を事前にしていく必要がある。</p> <p>■降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策がとれる態勢を整えておく必要がある。</p> <p>■特に、火山の噴火警報や予報、降灰予報等については経験が少ないため、予報内容への理解や降灰に備えたマスクやゴーグル等の必要性についても震災と同様に日頃からの準備などについて区民への周知をしていく必要がある。</p> <p>■区内には、国分寺崖線をはじめ起伏のある地域を有しているため、崖や擁壁が数多く存在しており、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・同特別警戒区域に指定されている区域がある。1時間50ミリ以上の豪雨の年</p>	<p>【火山灰対策】(暮らし・コミュニティ、行政機能)</p> <p>■都市においては、富士山噴火に伴う降灰による被害は、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいため、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画の作成を進めていく。</p> <p>■予防計画の実行にあたっては、各防災機関等をはじめ地域に根ざした区民団体や自主防災組織との連携、また、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等の繋がりを育成・強化するなど、地域全体で火山災害に取り組む体制の構築や維持について都と検討していく。</p> <p>■震災時に備えた水や食料等の備蓄に加え、降灰に備えたマスクやゴーグル等の必要性や用意について周知・啓発していく。</p> <p>【土砂災害の対策】(都市づくり)</p> <p>■土砂災害を防止し軽減する基本的な方針として「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」を策定している。土砂災害防止法による区域指定などの課題にも対応するためのソフト・ハードの取組みを4つのテーマ(「避難体制の強化」、「公共施設の管理」「民有地への支援」「法令に基づく指導等」)ごとに防災対策方針をまとめており、この方針に基づく取組みについて計画的に推進していく。</p> <p>■「土砂災害ハザードマップ」を活用し、区民が、日頃からの備えや適切な避難行動ができるよう広報・周知を継続的に進める。</p>

間発生件数が増加傾向にあることや、首都直下地震の切迫性を踏まえると土砂災害のリスクは増大している。対象地域への土砂災害に関する説明や災害警戒情報の伝達方法などの周知、避難体制の整備等の対策を講じているが、災害時に、区民が適切に避難行動をとれるよう、ハザードマップなどにより引き続き丁寧な周知・説明及び注意喚起に取り組んでいく必要がある。

■現在実施している土砂災害特別警戒区域内の建物等の改修や移転費用補助などの支援制度を継続するなど、土砂災害への施策を積極的に進めていく必要がある。

■噴火による降灰対応について経験が少ないため、国や都などの関係機関との情報連絡態勢について定期的に点検し、緊急事態においても関係者との連絡体制や住民への速やかな情報提供ができる体制を整えておく必要がある。

■噴火による降灰情報や土砂災害に関する情報などの災害情報を迅速かつ正確に提供できるよう様々な情報伝達ツールの整備を進めるとともに、時代に即した情報収集・情報発信体制を随時取り入れ、外国人に対する多言語化も含め区民等への災害情報の提供方法を充実し的確な避難行動に結びつけていく必要がある。

【情報の充実と避難対策】（暮らし・コミュニティ、行政機能）

■現在、緊急情報を提供している、防災ポータルや防災無線放送、ホームページ、メール、SNS、エフエム放送などの伝達手段の充実と技術革新に併せた伝達手段の多様化を進めるとともに、高齢者や障害者、外国人等にも配慮した多様な情報手段の確保をしていく。

【地域の防災力の向上】（暮らし・コミュニティ、行政機能）

■防災知識普及のための啓発活動をはじめ、実践的な避難所運営訓練や区内全地区で「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンに掲げ実施している防災塾の活動を充実し、自助・共助の推進を図り地区の防災力の向上を促進する。

1-5 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■区民が避難判断や避難行動を的確に行うため、区民が必要とする災害情報について防災ポータルやホームページ、災害・防犯情報メール、SNSなど情報提供手段の多様化が進められているが、今後の技術革新に併せた情報収集・情報発信手法を着実に推進する必要がある。</p> <p>■災害時には、通信手段の機能が大きく低下することやSNSを利用しないなど情報取得方法の少ない区民も多いことを踏まえ、正確でかつ迅速な情報発信ができるSNS等以外での情報伝達手段も確立しておく必要がある。</p> <p>■災害時には、通信手段の機能が大きく低下するため、区内部をはじめ外郭団体や各種関係団体などにおける情報連絡が影響を受け、区民への情報伝達の遅れや応急・復旧活動への支障が生じないよう、様々な状況を想定した訓練やマニュアルの整備など、各所管が連携し補完しあいながら効率的に活動できる体制を確保していく必要がある。</p> <p>■システムダウンや記録媒体の損失を回避するよう情報関連施策の充実が必要である。</p> <p>■災害時の情報伝達手段や災害への備えなどについて、各種広報媒体や防災訓練など様々な機会を活用して区民へ周知し、防災意識の向上に向けた啓発を進めていく必要がある。</p> <p>■情報伝達手段の充実や防災意識の向上の取組みにあたっては、在住外国人や来訪外国人等も理解・活用できるよう多言語化の取組みを</p>	<p>【情報伝達手段の充実】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■現在、緊急情報を提供している、防災ポータルや防災無線放送、ホームページ、メール、SNS、エフエム放送などの伝達手段の充実と技術革新に併せた伝達手段の多様化を進める。</p> <p>■区民が正確な情報を確実に入手できるよう、高齢者や障害者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保していく。</p> <p>■災害時における情報発信等に関する協定などに基づき、災害時に迅速で円滑な協力体制が確保できるよう協定団体との連携強化に取り組んでいく。</p> <p>【情報伝達体制の整備】（行政機能）</p> <p>■災害時には、避難情報の発令、避難支援など、災害状況に応じて適切な基準で判断・伝達ができるようマニュアル等の整備を進める。</p> <p>■庁内において発災時の対応が迅速に行えるよう、震災・風水害を想定した訓練を繰り返すを行い、課題や反省点を踏まえたマニュアル等の改善を行い、災害時の体制を整備していく。</p> <p>■情報収集・意思決定及び情報発信機能を一元的に管理することを目的として整備した総合防災情報システム並びに各種関係団体等との防災行政無線などを使用した訓練やマニュアルの更新を継続的に行い、迅速かつ円滑に災害対応できる体制を構築する。</p> <p>■災害時のリスク低減のため、主要機器の冗長化並びにクラウド環境への移行を推進する。さらに各拠点での無線LAN整備や通信回線</p>

<p>進める必要がある。</p> <p>■大規模災害を想定し、地域の防災組織による訓練や関係者との合同による訓練、情報収集や情報伝達などを主とした訓練など様々な方法や内容の訓練を実施・継続し、地域防災力の強化を進める必要がある。</p>	<p>の多重化により業務継続性を確保していく。</p> <p>【防災意識の醸成】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■区民自ら災害状況等の情報収集をしたうえで的確に判断ができるよう、災害時の情報収集手段や災害への備えなどを、高齢者や障害者、外国人等に配慮した各種広報媒体を活用して周知し、防災意識を醸成していく。また、来訪外国人等にも伝わるよう、災害関連標識等の外国語標記を進めていく。</p> <p>【地域の防災力の向上】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■災害時には、通信手段の機能が大きく低下することや共助の取組みの重要性などを踏まえ、地域が主体となって実施している防災塾や防災訓練について内容の充実を図り、引き続き地域防災力の強化に向けた支援を充実させていく。</p>
--	---

**1-6 大規模自然災害と大規模感染症が同時に発生し
多数の死傷者が発生する事態**

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■感染症など健康危機管理に対して、迅速かつ適切な危機管理を行えるよう健康危機管理体制を構築する必要がある。</p> <p>■健康危機管理に関する情報を責任者の下で、迅速かつ適切に収集や発信等ができる体制を構築する必要がある。</p> <p>■健康危機発生時には、十分な福祉・保健活動等を行うことができない状況を想定し、医療機関と</p>	<p>【健康危機体制の整備】（健康・福祉、行政機能）</p> <p>■健康危機管理に対して、迅速かつ適切な危機管理を行えるよう、東京都や医師会、医療に係る関係機関と調整・連携し健康危機管理へ対応する体制の整備を図る。</p> <p>■健康危機管理に関する情報を責任者の下で、迅速かつ適切に収集や発信等について一元的に管理・運営する体制を構築していく。</p> <p>■健康危機が発生した場合を想定し、危機管理への対応について定めた行動計画やマニュアルを</p>

<p>の連携や人材育成など体制整備をする必要がある。</p> <p>■健康危機が発生した場合を想定し、危機管理への対応について定めた行動計画やマニュアルなどを作成し、平常時において訓練などの実施により行動計画等の有効性を定期的に点検する必要がある。</p> <p>■健康危機が発生した場合に備え、避難場所の拡充や具体的な避難場所での取組みなどの対策、健康危機管理に必要な機器・機材の整備、調達体制などに努め万全を期しておく必要がある。</p> <p>■避難所を運営する避難所運営防災組織など地域住民が状況を的確に認識したうえで行動がとれるよう、日頃から連携を密にし、感染症などの危機管理についての理解促進を図っておく必要がある。</p> <p>■避難所以外への避難方法等について、平常時から周知啓発しておくことが必要である。</p> <p>■災害時に建築物内に残留することも選択できるように、建築物の耐震化・不燃化等を区民・事業者等が進めていくよう促していくことも大切である。</p>	<p>整備し定期的な訓練などの実施により行動計画等の有効性を点検し健康危機管理へ対応する。</p> <p>■健康危機が発生した場合に備え、避難場所の拡充や運営方法の点検、健康危機管理に必要な機器や機材の整備及び調達体制の整備などを図る。</p> <p>■避難所での衛生環境を良好に保てるよう、薬剤や備蓄品の確保を進めていく。</p> <p>【地域住民との連携】(暮らし・コミュニティ、行政機能)</p> <p>■健康危機管理発生時の対応には、地域住民間の信頼関係や支えあいが有効に機能するよう、日頃から健康づくり活動や行事などの活動を通じて、地域保健活動に対する理解や参画の促進を図っていく。</p> <p>【防災意識の醸成】(暮らし・コミュニティ、都市づくり、行政機能)</p> <p>■災害への備えや事前準備など区民向けのわかりやすい広報や防災訓練等を通じた啓発を積極的に展開することにより、備蓄品の準備や避難方法の確認、耐震化や出火抑制などの家屋の安全性の向上などの取組みを促進する。また、自宅が安全な場合は在宅避難、自宅が安全でない場合は避難所以外に縁故避難や自主避難もあることを普及啓発していく。</p> <p>■平時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、感染予防の正しい知識など健康危機管理に係る普及・啓発の取組みを促進していく。</p>
--	--

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ

2-1 消火、救助・救急、医療活動が絶対的に不足する事態 (エネルギー供給の長期途絶を含む)

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■大規模な災害時には医療資源が大幅に不足することが予想される。区は、医療救護本部を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に医療活動の統括・調整を行うための体制を整備する役割があるため、都や医療機関と連携し実効性のある体制の整備とともに、医療救護本部運営について、より実践的な訓練等を継続的に実施する必要がある。</p> <p>■災害時に医療関係団体の協力のもと医療班を編成し医療救護活動を行う協定を結んでいるが、医療従事者の確保や医療活動業務が円滑にできるよう関係団体との連絡を密にしておく必要がある。</p> <p>■災害への備えとして医薬品や医療資機材等を備蓄しており、医薬品が不足した場合に備え、都や卸売販売業者と協定を結んでいるが、災害発生直後から円滑な供給・受援体制がとれるよう、具体的な災害を想定するなどしたうえで、実効性のある供給・受援方法について関係機関と確認をしておく必要がある。</p> <p>■災害において負傷者等の発生を抑制するよう住宅や建物の耐震化・火災予防対策を区民・事業者等が進めていくよう促していくことが大切である。</p>	<p>【医療体制等の確保】（健康・福祉、行政機能）</p> <p>■区内の人的被害及び医療機関の被災状況や活動状況を把握し、関係機関と迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の状況等を踏まえた医療連携を担えるよう、定期的な訓練を通じて医療救護本部体制の強化を進めていく。</p> <p>■医薬品や医療資機材が絶対的に不足する事態を回避するため、都、薬剤師会、卸売販売業者などと連携し医薬品等の確保に向けた供給体制を強化していく。</p> <p>【災害への備え】（健康・福祉、行政機能）</p> <p>■避難者の中で感染症が流行しないよう、感染予防の正しい知識の普及・啓発、感染症の予防及びまん延防止対策、予防接種事業の充実と接種率の向上に向け、より一層平時からの感染予防対策を促進する。</p> <p>■災害において負傷者等の発生を抑制するよう住宅や建物の耐震化・火災予防対策をより一層進めていく。</p> <p>【道路ネットワークの確保】（都市づくり）</p> <p>■発災後においても、物流機能を維持するとともに救援救護活動や緊急物資の輸送等を維持するため、「せたがや道づくりプラン」に基づき、道路ネットワーク形成と防災対策に繋がる道路整備を計画的かつ効率的に進める。</p> <p>■道路施設の点検、適切な維持管理、老朽化対</p>

<p>■災害時における緊急支援物資輸送の維持または早期復旧のため、道路ネットワークの整備、消防・救援・救護活動や避難のための経路の確保など道路等の災害対応力を強化する必要がある。</p> <p>■公助の手が回らないことも想定し、消防団活動のさらなる充実強化を促進するとともに、住民や事業所等への自助・共助の必要性についての意識啓発と地域・事業所などが一体となった防災活動の充実をしていくことが重要である。</p>	<p>策、耐震化を着実に進め、あらゆる災害に起因する道路の損傷を極力低減させる。</p> <p>■道路施設の損傷、倒壊、踏切の長時間に及ぶ遮断等により道路が閉塞した場合に、円滑な道路啓開活動が行えるよう、業界団体、鉄道事業者など関係機関との連携体制の充実を図るとともに、区職員による初動体制の整備についても検討する。</p> <p>【地域の防災力の向上】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■消防団活動のさらなる充実強化を促進し、住民や事業所等への自助・共助の必要性についての意識啓発と地域・事業所などが一体となった防災活動を充実していく。</p> <p>■避難所生活において避難者が安心して生活できる運営やけがや病気などの応急手当てができる体制など、平時から防災訓練の内容の充実を図り、さらなる防災力、災害対応能力の向上の取組みを進めていく。</p>
--	---

**2-2 劣悪な避難生活や不十分な健康管理により
多数の被災者の健康が悪化する事態**

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ作成されている避難所運営マニュアルにより、被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、女性や高齢者、障害者、子ども、妊産婦、外国人など男女共同参画・多様性の視点に立った避難所運営態勢を整えておく必要がある。</p> <p>■災害後は被災者の生活環境が大きく変わるため、孤立防止のための見守りや生活上の相談</p>	<p>【避難所等での衛生環境等の確保】（健康・福祉、暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■避難所運営マニュアルに多様性の視点を反映するとともに、避難所内の衛生環境の確保、避難者の孤立防止のための見守りや生活上の相談支援、住民同士の交流の機会の提供など、被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、運営を担う避難所運営組織との連携を密にし、安全な避難所の運営体制に向けた取組みを促進する。</p>

支援、住民同士の交流の機会などを提供していく必要がある。

■避難所や車中泊によるエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患、震災のトラウマなどメンタルの問題から被災者の健康を害することがないように、関係者が連携して健康管理を行える体制を整備しておく必要がある。

■避難所生活の長期化を防ぐため、被災後、迅速に住宅復興に向けた取組みが推進できるよう、平時から関係機関と連携した取組みを進める必要がある。

■避難所の混雑を回避し、適切な避難所運営を可能とするため、在宅避難に関する知識や備えの更なる普及・啓発が求められる。また、区の世帯数の約半数がマンションに居住する世帯であることから、マンションの防災力向上が必要である。

■被害の小さかった住宅等の住民が避難所で生活しなくて済むよう、各家庭だけでなく集合住宅単位でも必要な食料や生活必需品等の備蓄を進めていく必要がある。併せて、ペットとの在宅避難に向けた備えの普及啓発も進める必要がある。

■避難者のプライバシーの確保やペット同行避難場所の設置などについて、防災訓練等を通じて地域での理解と環境改善が進むよう継続的に検討していく必要がある。

■健康リスクを踏まえ、車中泊発生抑制に向けた普及啓発を行うとともに、不自由な避難生活による健康障害の発生や症状悪化の防止のために、関係者と連携して健康相談などの保健活動を行う体制を整備していく。

■物資等の不足が生活環境の悪化につながらないように食料品や生活必需品等について必要量の備蓄を確保するとともに、不自由な生活を強いられる避難所においても生活の質を向上させ、良好な生活環境を確保できるよう取組みを進めていく。

【住宅復興への取組み】

■被災した区民の生活環境を早期に復旧させるため、被災者の自力再建を支援するとともに、応急的な住宅の整備、自力での住まいの確保支援などの住宅復興対策の実施や、管理計画等に基づき整備された区営住宅の供給により、避難所生活の早期解消を目指していく。

【防災意識の醸成】（暮らし・コミュニティ、行政機能）

■区民向けのわかりやすい広報や防災訓練等を通じた啓発を積極的に展開することにより、在宅避難の周知や住宅の安全対策、家庭等での必要な食料・生活必需品等の備蓄など、災害に向けた備えを促す効果的な普及・啓発の取組みを推進する。

■マンション居住者を対象とした啓発や自主防災組織設置の働きかけ、関係団体との連携により、マンション防災を推進していく。

【地域の防災力の向上】（暮らし・コミュニティ、行政機能）

■女性や高齢者、障害者、子ども、妊産婦、外国人など男女共同参画・多様性の視点、避難者のプライバシーの確保やペット同行避難な

	<p>ど様々なニーズを想定した取組みについて、防災訓練等を通じ地域での理解と環境改善が進むよう避難所運営組織とともに継続的に検討していく。</p> <p>■防災知識普及のための啓発活動をはじめ、実践的な避難所運営訓練や区内全地区で「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンに掲げ実施している防災塾の活動を充実し、自助・共助の推進を図り地区の防災力の向上を促進する。</p>
--	--

2-3 食料・飲料水等、生命に関わる物資の供給が長期に停止する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■災害により、平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要があり、区では都と合わせて概ね3日分の食料などの調達・確保に努めている。今後も適切な維持・管理・更新と円滑な活用のため、都との連携や訓練を継続的に実施する必要がある。</p> <p>■福祉避難所においては、避難者の特性に応じて必要となる物品等の確保に努めていく必要がある。</p> <p>■避難所となる施設においては、井戸や給水タンクの設置、燃料備蓄や自家発電設備の設置など防災機能の強化を進めていく必要がある。</p> <p>■業界団体等と食料等の調達や輸送に関する協定を結び一定の食料等の確保はできている</p>	<p>【備蓄品等の確保】（行政機能）</p> <p>■様々な災害や避難者ニーズを想定し備蓄物品と必要な資機材及び保管場所の確保を進め、必要量の備蓄物品等の確保及び適切な維持・管理・更新を行っていく。</p> <p>【物資供給体制の確保】（行政機能）</p> <p>■災害時における物資や燃料等の供給について、複数の民間企業や団体等と結んでいる協定に基づき、災害時に迅速で円滑な供給の実効性を高め、必要な生活必需品等の確保に向け協定団体との連携強化に取り組んでいく。</p> <p>■災害時に物資や燃料等の供給が円滑にできるよう、協定団体と供給・輸送方法等の体制について連携を密に、定期的に確認・調整し供給ルートの確保の取組みを更に進めていく。</p> <p>■物資輸送拠点や物資集積所から遅滞が生じることなく避難所まで確実に供給できるよう、平時から訓練等により点検・確認を行いマニュアル等の修正も含め供給体制を整備していく。</p>

が、様々な避難者のニーズに応えられるよう調達体制の拡充に努め万全を期しておく必要がある。

■発災初期の物資の確保及び物資輸送の困難性を勘案し、協定に基づき円滑に供給体制が確保できるよう実効性を強化する必要がある。

■発災直後の物資の輸送が的確にできるよう輸送体制を構築するとともに輸送ルートが機能停止とならないよう沿道建築物の耐震化を促進していく必要がある。

■災害時における緊急支援物資輸送の維持または早期復旧のため、道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施・道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化する必要がある。

■発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を整備していく必要がある。

■各家庭においては、必要な備蓄量の確保とともに、避難者の発生防止のためにも住宅等の耐震化と火災予防対策などを進める必要がある。また、災害時には生活用水に活用できる雨水の活用も進めていく取組みは大切である。

■個人備蓄は、最低3日間分備えるよう呼びかけをしているが、約35%の区民が3日分に満たない備蓄状況であり、また、区の備蓄物品だけでは、被害の程度によって全ての被災者に行き渡らない場合がある。区民・事業者等が自ら物資を備蓄するよう意識の向上を図っていく必要がある。

■事業者等の専門性を活かした備蓄管理や物資供給体制の整備、地域内輸送拠点や物資集積拠点の活用を進め、迅速に避難者へ物資を届ける体制を整えていく。

【道路ネットワークの確保】(都市づくり)

■発災後においても、物流機能を維持するとともに救援救護活動や緊急物資の輸送等を維持するため、「せたがや道づくりプラン」に基づき、道路ネットワーク形成と防災対策に繋がる道路整備を計画的かつ効率的に進める。

【緊急輸送道路等の機能確保】(都市づくり)

■災害時に消防活動や緊急物資輸送路等の重要な役割を持つ緊急輸送道路や沿道耐震化道路の沿道建築物や住戸数が多く倒壊した場合に周囲への影響が大きい分譲マンションなどについて耐震化を促進する。

■道路施設の点検、適切な維持管理、老朽化対策、耐震化を着実に進め、あらゆる災害に起因する道路の損傷を極力低減させる。

■災害時における障害物除去等応急措置に関する協定に基づき、災害時に迅速で円滑な協力体制が確保できるよう協定団体との連携強化に取り組んでいく。

■道路施設の損傷、倒壊、踏切の長時間に及ぶ遮断等により道路が閉塞した場合に、円滑な道路啓開活動が行えるよう、業界団体、鉄道事業者など関係機関との連携体制の充実を図るとともに、区職員による初動体制の整備についても検討する。

【無電柱化の推進】(都市づくり)

■道路上にある電柱が災害時に倒壊し、電線の破断等により道路が閉塞してしまい避難行動や救急活動、物資の輸送等に支障をきたさないよう無電柱化を促進する。

	<p>【各家庭等での備蓄】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■各家庭や事業所等における最低3日分の食料等の備蓄や生活用水の汲み置き、出火防止対策などの必要性について、様々な広報媒体や防災訓練などの機会も活用し、普及・啓発に取り組んでいく。</p>
--	---

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生により混乱が生じる事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、区内において混乱が想定される。区内滞留者の大半を企業等の従業員が占めることから、各事業者等に対して事業所内に従業員等を待機させ、一斉帰宅の抑制を図り、合わせて食料や飲料水、燃料等の備蓄について周知・啓発等を行っている。引き続き周知・啓発を継続的に行っていく必要がある。</p> <p>■災害時には通信手段の大きな機能低下により、家族等の安否確認が困難になり、帰宅困難者が混乱することを防ぐため、区民相互の安否確認手段の普及が求められる。</p> <p>■帰宅困難者対策のため、都では一時滞在施設等の確保をしており、区では駅や幹線道路に近い区民施設や協定施設を「帰宅困難者支援施設」として選定しているが、発災時に円滑な施設運営ができるよう、平時から施設と連携するとともに一時滞在施設等についてより一層の周知に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>【帰宅困難者の発生抑制】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■各事業者等に対し、災害による交通遮断時には、被災状況や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めたうえで各事業所内等に従業員等を待機させ、一斉帰宅の抑制を図ることや、食料や飲料水、燃料の備蓄等の帰宅困難者対策の必要性について周知・啓発を継続的に行っていく。</p> <p>■ホームページや防災啓発物等により、平時から事業所における帰宅困難者対策や日頃からの備え、滞在施設等についてより一層の周知・啓発に取り組み、帰宅困難者が発生しないための事前対策を推進していく。</p> <p>■通信事業者が提供している安否確認ツールを災害直後から区民が活用できるよう、より一層周知・普及に努めていく。</p> <p>【滞在施設の確保】（行政機能）</p> <p>■帰宅困難者が発生した場合に対応できるよう、帰宅困難者の受入体制を確保するため、都・事業者団体等と連携し、帰宅困難者の滞在施設の拡充を図る。</p>

<p>■区、事業者、区民をはじめ近隣自治体と合同で帰宅困難者対策訓練等を実施し、駅周辺等の混乱防止や帰宅困難者の安全な帰宅を図れるよう取組みを進める必要がある。</p>	<p>【帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用】 (都市づくり)</p> <p>■公園緑地の確保等を行い、帰宅困難者のための休息・情報提供の場の確保に繋げる。</p> <p>【帰宅困難者対策の充実】(暮らし・コミュニティ、行政機能)</p> <p>■地震が発生した場合における帰宅困難者対策の充実を図るため、近隣自治体との連携をはじめ区、事業者、区民等が一体となった実践的な対策訓練等を継続的に実施し、駅周辺をはじめとした混乱防止や帰宅困難者の安全な帰宅を図る取組みを進めていく。</p> <p>■帰宅困難者の抑制、混乱防止のため、被災情報や交通情報を正確かつ迅速に提供するための情報手段の多様化・多重化を促進する。</p>
--	---

2-5 疾病・感染症が大規模に発生する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■大規模災害により多数の避難者が発生した場合、避難所の衛生環境・衛生状況によっては疾病・感染症が大規模に発生する可能性がある。避難所の拡充や避難所での具体的な取組み、衛生管理物品の充実など感染症の観点を取り入れた対策が必要である。</p> <p>■健康危機管理発生に備え防疫用資器材の備蓄と調達体制の拡充に努め、万全を期しておく必要がある。</p> <p>■避難所を運営する避難所運営組織との連携を密にし、疾病や感染症についての理解促進を図り、安全な運営体制の構築に向けた取組みを進める必要がある。</p>	<p>【保健衛生体制等の整備】(健康・福祉、行政機能)</p> <p>■災害時における被災者からの健康相談等の実施体制の整備により、被災者の心身の安定や感染症の予防対策など保健衛生体制の強化を進める。</p> <p>■様々な災害を想定し、防疫用資器材の備蓄と調達体制の確保、避難所における衛生物品等の必要量の確保についての取組みを促進する。</p> <p>【避難所等での衛生環境の確保】(健康・福祉、暮らし・コミュニティ、行政機能)</p> <p>■避難所での疾病や感染症等の拡大防止等、避難所内の衛生環境の確保に向けて、発熱者等</p>

■内水氾濫等が発生した場合、消毒や害虫駆除の実施できる体制を整えておく必要がある。

■内水氾濫等が発生した場合でも衛生環境が確保できるよう浸水被害を防ぐための土のうの提供や災害時における衛生対策について住民への周知啓発活動をより一層充実させていく必要がある。

■災害時の生活や避難所での生活に際し、正しい感染症予防についての情報を提供する態勢を整えておく必要がある。

■区では、健康せたがやプラン（第三次）において、平時からの感染予防対策を推進している。感染予防の正しい知識の普及・啓発、感染症の予防及びまん延防止対策、予防接種事業の充実と接種率の向上の3つの施策を進めており、より一層平時からの感染予防対策の促進を図る必要がある。

■ペットが飼い主とともに避難所に同行避難してくることが想定されており、平時から狂犬病予防接種をさらに進めていくとともに、動物の適正な飼養について普及啓発活動を実施する必要がある。

専用の避難スペースの活用及び避難所運営組織との密な連携により、安全な運営体制の取組みを促進する。

■継続的に避難所運営訓練等を通じて避難所ごとに課題整理を行い、避難所の開設・運営が円滑に行えるよう支援していく。

■浸水被害を防ぐための土のうの提供や風水害による床上浸水等による衛生環境の悪化対策として実施している住宅等への消毒等の衛生環境確保に向けた取組みについて、広く区民に浸透するよう周知・啓発活動を継続的に実施していく。

【防災意識の醸成】（健康・福祉、暮らし・コミュニティ、行政機能）

■避難者の中で感染症が流行しないよう、感染予防の正しい知識の普及・啓発、感染症の予防及びまん延防止対策、予防接種事業の充実と接種率の向上に向け、より一層平時からの感染予防対策を促進する。

■避難所で飼い主がペットの健康を守り、感染症の蔓延を防ぐよう、平時から狂犬病の予防接種を含む健康管理や身元の表示などについて普及啓発をしていく。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 区役所及び施設等の被災により行政機能が大幅に低下する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■庁舎や学校等の公共施設は、防災拠点や避難所として重要な役割を果たし、また災害時であっても行政サービスの継続の必要があり、避難所となる学校の耐震化工事は令和5年度（2023年度）末で完了している。学校をはじめ公共施設においては、経年変化などによる影響の調査や点検を行うなど適切な維持管理に努め耐震性能を維持していく必要がある。</p> <p>■令和7年度（2025年度）時点において、築50年以上の建物を有する小学校38校（62%）、中学校19校（66%）となっており、老朽化対策が重要となる。今後、一斉に更新時期を迎えるため、計画的な改築・改修・長寿命化改修を実施し安全性を向上していく必要がある。実施にあたっては、児童・生徒数の増減や教育環境等の確保など様々な要因を考慮したうえで教育活動に影響がないよう進めることが求められる。</p> <p>■新たな本庁舎及び世田谷区民会館の整備に伴い、人命の安全確保に加えて十分な機能確保ができる免震構造にしたことに加え、非常用電源や燃料タンク等の整備、サーバー室の配置などの災害対策本部機能の強化を図った。引き続き、機能を維持するだけでなく、大規模災害直後でも、業務継続が可能な庁舎等へと更なる機能強化を図る必要がある。</p> <p>■区では、業務継続計画（BCP）を作成しているが、定期的な訓練等の実施による見直し</p>	<p>【防災機能の整備】（都市づくり、行政機能）</p> <p>■建築物の耐震化を促進し、揺れによる建築物の被害・損傷を未然に防ぐ。</p> <p>■区立小・中学校は、災害時に避難所となる重要な施設であることから、その機能を確保するため、「世田谷区建物整備・保全計画（14-2「工程表」）」に基づいて改築・改修・長寿命化改修を計画的に進めていく。また、令和6年（2024年）6月に改訂した「学校施設長寿命化計画」に基づき、より一層、施設の老朽化対策を促進していく。</p> <p>■発災時の災害対応拠点となる、本庁舎・総合支所の設備・機器類、エネルギー・燃料、備蓄物品、活動スペースなど定期的に点検・確認を行い、災害対策機能を確保していく。</p> <p>【災害時の対応強化】（行政機能）</p> <p>■火災、水害、噴火等様々な災害に対応した災害対策施設としての更なる機能向上を図り、長期にわたる本庁舎等の整備工事中の災害発生を想定し、工事期間中も災害対策業務及び区役所通常業務が維持できる運営体制の整備を進める。</p> <p>■災害時に区民の生命及び財産を保護し、区民生活に必要な業務を早期に再開するために、優先する業務を明らかにし、限られた人員・物資等の資源の有効活用や確保の対策を定めた業務継続計画（BCP）や各種災害時の対応マニュアルなどについて業務実態やシステム停止など様々な状況を想定しマニュアルの見直しを行い適切な運用を図るよう、さらなる災害体制の強化を進める。</p>

や業務実態などに合わせた見直しを継続的に
行い適切な運用を図ることが重要である。

■日頃から職員一人ひとりが業務継続計画及び
災害対策業務の内容を十分に理解し、災害時
に実際に行動できるよう、平時から災害対応
への意識を高めておく必要がある。また、各
種システムが停止した場合でも円滑に業務が
できるようマニュアルの整備、訓練等による
継続的な点検・見直しをすることが重要であ
る。

■現在、災害時に備え、近隣自治体や遠隔地の
自治体と相互応援協定等を締結している。災
害時には速やかに連携した対応ができるよ
う、平時から協定のあり方や内容について点
検・確認などを継続的に行い、より実効性を
高める必要がある。

■近年の災害や社会情勢の変化などを踏まえ、
訓練内容の改善を行い新たな災害による教訓
や課題に対応していく。

■職員一人ひとりが業務継続計画及び災害対策
業務の内容を十分に理解し、災害時に限られ
た人数であっても実際に行動できるよう、平
時から災害対応への意識を高めていく。

【他自治体との連携】（行政機能）

■大規模災害時に、区だけでは十分な応急・復
旧対策ができない時に備え、相互応援協定等
を締結している近隣自治体や遠隔地の自治体
との連携をより一層強化していく。

3-2 区職員の被災や業務量増加等による心身の不調により 行政機能が大幅に低下する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■災害が長期化する場合、これまでの大規模災害において災害対策業務を担う自治体職員等の心身の不調が問題となり職員への心身のケアが必要と言われていた。災害時には平時とは異なる職場環境の中で業務過多の状況が長期間続くことなどにより大きなストレスを受け心身の不調をきたすことが予想される。</p> <p>■被災や業務過多等によるストレスにより心身の不調をきたす職員が発生しないよう、職員の健康管理について必要な配慮をすることが重要である。区民の命と生活を守る復旧・復興業務を迅速に行うためには職員の健康管理が重要となる。</p> <p>■災害時に少人数の職員体制でも必要な災害対策業務が出来るよう、マニュアルの整備デジタル技術を活用した業務効率化を図るなど、平時から災害対策業務の改善も行う必要がある。</p>	<p>【職員の健康確保等】（行政機能）</p> <p>■災害が長期化することを想定し、発災直後から中長期にわたり行政機能の確保に不可欠な職員の心身の健康確保や職場環境を確保する取組みに努めていく。</p> <p>■様々な災害を想定し、定期的に訓練を実施するとともに訓練内容の改善を行い新たな災害による教訓や課題に対応した業務改善も進めていく。</p> <p>■職員一人ひとりが業務継続計画及び災害対策業務の内容を十分に理解し、災害時に少人数の職員体制でも必要な災害対策業務や通常業務が行えるよう、平時から災害対策業務等についてデジタル技術の活用などによる効率化に取り組んでいく。</p> <p>【他自治体との連携】</p> <p>■災害時の応急対策等に万全を期すため、遠隔地の自治体との間で締結している災害時における相互援助協定により円滑に協力体制が取れるよう、平時から他自治体との連携を密にし、協力体制・受援体制の整備に取り組んでいく。</p> <p>【備蓄品の充実】（行政機能）</p> <p>■職員の安否確認手法の確保と総合防災情報システムによる参集確認、必要な食糧・水等の確実な備蓄と定期的な更新を継続的に進め、災害対応力の向上に努める。</p>

4 大規模自然災害発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

4-1 企業が被災により事業継続不能になる事態 (サプライチェーンの寸断による企業の生産力が低下する事態を含む)

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■災害時の企業の事業継続や早期回復は都市機能回復に重要な役割を果たす。区では、小規模事業者や個人事業主向けに講座の実施等を通じて業務継続計画（BCP）の策定の促進に取り組んできたが、さらにBCP策定の必要性を広く浸透させ、策定に必要な支援を充実していく必要がある。</p> <p>■災害時の企業活動の維持や機能の早期回復は都市機能回復に重要な役割を果たすため、被災した事業者の事業再開に向けた支援策として金融支援をはじめとした総合的な支援策を実施していく必要がある。</p> <p>■都市防災力の向上と、ものづくり産業の活性化を図るため、防災力を高める優れた製品の開発・実用化に向けた支援を充実していく必要がある。</p> <p>■物流ルートを実実に確保するため、「せたがや道づくりプラン」に基づき、防災対策に繋がる道路整備を計画的かつ効率的に進める必要がある。また、発災後においても、物流機能を維持するとともに救援救護活動や緊急物資の輸送等にも支障が生じないよう発災後の迅速な道路啓開に向けて関係機関との連携・協力体制を強化する必要がある。</p> <p>■地震発生時において、物流機能を維持、住民の円滑な避難等を確実にを行うため、緊急輸送</p>	<p>【事業者の事業継続力の強化】（暮らし・コミュニティ）</p> <p>■産業の事業継続、区民生活の維持継続を確保するため、引き続き区内中小事業者に対し、業務継続計画（BCP）策定の必要性の取り組みを、産業団体等と連携し推進していく。併せて、区内事業者等に対する、さらなる防災意識の普及・啓発に取り組んでいく。</p> <p>■災害時の企業活動の維持や早期回復に向けて、金融支援や非常用電源設備の設置支援などにより、被災した事業者の事業継続・事業再開の取り組みを推進する。</p> <p>【道路の災害対応力の強化】（都市づくり）</p> <p>■物流ルートを実実に確保するため、「せたがや道づくりプラン」に基づき、道路ネットワーク形成と防災対策に繋がる道路整備を計画的かつ効率的に進める。</p> <p>■道路施設の点検、適切な維持管理、老朽化対策、耐震化を着実に進め、あらゆる災害に起因する道路の損傷を極力低減させる。</p> <p>■道路施設の損傷、倒壊等により道路が閉塞した場合に、円滑な道路啓開活動が行えるよう、関係機関との連携体制の充実を図る。</p> <p>【緊急輸送道路沿道建築物の耐震化】（都市づくり）</p> <p>■地震発生時において物流機能を維持するとともに、住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、</p>

<p>道路等の沿道建築物の耐震化を優先的に促進する必要がある。</p>	<p>緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進する。</p>
-------------------------------------	--------------------------------

5 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要な最低限の情報通信機能、電気、ガス、上下水道、燃料、道路ネットワーク等を確保する

5-1 災害により必要な情報が必要な人に伝達できない事態 (電力供給、テレビ、ラジオ放送の中断等)

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■区民が避難判断や避難行動を的確に行うためには、区民が必要とする災害情報についてホームページや災害・防犯情報メール、SNSなどの技術の革新に併せた情報収集・情報発信手法を適宜更新するとともに、災害時には通信手段の機能が大きく低下することを踏まえ、正確かつ迅速な情報発信ができる情報伝達手段の整備、伝達体制をより一層強化・充実することが必要である。</p> <p>■災害対策本部や地域本部、避難場所など防災関係の拠点となる施設について、停電時の非常用電源の確保をより一層進めていく必要がある。併せて情報通信設備については、平時より、設備・機器の点検を定期的に行い、災害時に使用できないことがないようにしておく必要がある。</p> <p>■災害時のラジオ放送は重要な情報伝達手段である。災害発生時には、エフエム世田谷において災害防災情報等を優先して放送する協定を締結しており、災害防災情報等を迅速かつ正確に放送できるよう連携を強化する必要がある。</p> <p>■通信事業者が提供している安否確認ツールの活用促進に向け、これまで訓練等において、災害時特設公衆電話を用いた安否確認サービスの普及に努めている。区での情報通信が麻痺した場合であっても、災害直後から区民が</p>	<p>【情報伝達手段の充実】(暮らし・コミュニティ、行政機能)</p> <p>■現在、災害情報を提供している防災行政無線、ホームページ、災害・防犯情報メールやSNS、エフエム世田谷などの多重化をより一層進め、すべての区民が正確な情報を確実に入手できるよう取組みを進めていく。</p> <p>■情報発信業務に従事する職員の不足が生じないよう、また、少人数でも対応ができるようマニュアルの整備等も含め災害時の情報通信体制を整備していく。</p> <p>■防災行政無線の管理、広報車で巡回、協定団体による情報提供、地域や関係団体等と連携した伝達など高齢者、障害者、外国人等にも配慮した多様な提供手段を確保し確実に迅速に災害情報を提供していく。</p> <p>■災害対策本部や地域本部、避難場所など防災関係の拠点となる施設については、停電時の非常用電源の確保、情報通信設備等の点検を定期的に行い、災害時に使用できないことがないように取り組んでいく。</p> <p>■災害時に重要な情報伝達手段であるエフエム世田谷の利用拡大に向け協定団体と取り組んでいく。</p> <p>■災害時の区民への情報伝達手段として、民間事業者が運営する地域BWA(世田谷区で利用可能な無線システム)を活用した情報提供ができるよう取り組んでいく。</p> <p>■通信事業者が提供している安否確認ツールを災害直後から区民が活用できるよう、より一</p>

<p>活用できるよう、より一層周知・普及に努めていく必要がある。</p> <p>■災害時には、電力供給の停止やテレビ・ラジオの放送の中断なども想定しておく必要がある。通信手段の遮断や通信機能低下、情報取得方法の少ない区民も多いことなどを踏まえ、防災行政無線の管理、広報車での巡回、協定団体による情報提供、地域や関係団体等と連携した伝達方法の体制構築など複数の伝達手段を確保しておく必要がある。</p>	<p>層周知・普及に努めていく。</p>
--	----------------------

5-2 電気、ガス、上下水道などのライフラインの停止が長期化する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■電力・ガス・上下水道などのライフラインが停止すると、市民生活をはじめ災害応急活動等にも多大な影響を及ぼす。災害に強い都市基盤整備を進めると共に、災害時に必要な水や燃料等が確実に確保できる取組みを進める必要がある。</p> <p>■エネルギーは災害時だけでなく日常の暮らしに欠かすことのできないものである。公共施設での太陽光発電設備の導入を引き続き推進するとともに、再生可能エネルギーの活用を区民や事業者により一層啓発していく必要がある。</p> <p>■区民等への水等の備蓄の充実を様々な機会を通じて啓発するとともに断水した場合でも飲料水を得られる災害時給水ステーションからの供給体制を整備していく必要がある。</p>	<p>【燃料等の確保】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■災害時に必要な水や燃料の確保、生活用水として活用するための民間所有井戸や公衆浴場所有井戸の活用について関係団体と協定を締結している。協定団体と供給等の体制について定期的に確認・調整していく。</p> <p>■災害時を想定した実践的な訓練などを協定団体と連携し実施するなど、協定の実効性を高めるための取組みを進めていく。</p> <p>■地球温暖化対策でもある公共施設での太陽光発電設備の導入を引き続き推進していく。また、個人や事業所においても太陽光発電設備や蓄電池の導入など、再生可能エネルギーの活用を区民や事業者により一層啓発していく。</p> <p>■災害時の飲料水の確保は重要である。区民等へ飲料水をはじめ生活必需品など家庭での備蓄の充実について様々な機会を通じて啓発していく。</p>

	<p>■災害時における飲料水の給水ステーションからの供給体制や手法について発災後、実際に行動ができるよう体制等を整備していく。</p> <p>【無電柱化の推進】（都市づくり）</p> <p>■道路上にある電柱が倒壊し、電線の破断等により電力・通信サービスの安定供給が妨げられることのないよう無電柱化を促進する。</p>
--	---

5-3 道路被害により道路ネットワークの機能が分断する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■災害時における救急・救命活動等や緊急支援物資の輸送等の重要な役割や災害の早期復旧・復興のため、幹線道路や緊急輸送道路等の整備、無電柱化の推進など、道路の災害対応力を強化する必要がある。</p> <p>■地震発生時における住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を優先的に促進する必要がある。</p> <p>■道路閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、建築物の耐震化、道路橋梁の耐震補強や無電柱化などをより一層促進する必要がある。また、閉塞状態となった道路への啓開態勢を強化していく必要がある。</p> <p>■道路上にある電柱が災害時に倒壊し、災害時に救急・救命活動等に支障がないよう電線の破断等による道路閉塞を防ぐ必要がある。</p>	<p>【道路ネットワークの確保】（都市づくり）</p> <p>■災害時における緊急支援物資輸送の維持または早期復旧のため、道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施・道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路の整備・補強・老朽化対策を計画的に行い、道路の災害対応力を強化していく。</p> <p>【道路の災害対応力の強化】（都市づくり）</p> <p>■物流ルートを確実に確保するため、「せたがや道づくりプラン」に基づき、道路ネットワークの形成と防災対策に繋がる道路整備を計画的かつ効率的に進める。</p> <p>■道路施設の点検、適切な維持管理、老朽化対策、耐震化を着実に進め、あらゆる災害に起因する道路の損傷を極力低減させる。</p> <p>■道路施設の損傷、倒壊等により道路が閉塞した場合に、円滑な道路啓開活動が行えるよう、関係機関との連携体制の充実を図る。合わせて関係者と連携し、様々な被害状況を想定した実践的な訓練に取り組んでいく。</p>

	<p>■災害時の場合にも迅速な復旧活動を可能にするため、道路や宅地などの地籍調査事業を推進する。</p> <p>【緊急輸送道路沿道建築物の耐震化】（都市づくり）</p> <p>■地震発生時における住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、緊急輸送道路や沿道耐震化道路の沿道建築物の耐震化を促進していく。</p> <p>【無電柱化の推進】（都市づくり）</p> <p>■道路上にある電柱が災害時に倒壊し、電線の破断等により道路が閉塞してしまい避難行動や救急活動、物資の輸送等に支障をきたさないよう無電柱化を促進する。</p>
--	--

6 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化により復旧復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が年々増え、地域コミュニティが希薄化するなかで、住民同士が協力して災害に対応する力が弱まることが懸念されている。地域の団体が主体となり、防災訓練や地域活動などを通じて、日頃から顔の見える関係づくりに取り組むことが重要である。</p> <p>■災害時には、様々な社会的混乱が発生する可能性がある。平時から警察署や防犯活動団体と連携し、災害時を想定した犯罪予防等の取組みを進めていくことが大切である。</p> <p>■震災時に区内各地で予想される同時多発火災に対し、近隣住民が協力し合い、初期消火活動を行えるよう地域に必要な器具類等の設置や様々な関係者による訓練などを通じて地域の防災力の向上を図る必要がある。防災区民組織には、防災資機材の供与や活動助成金の交付、リーダー育成など必要な支援を継続的に行っていく必要がある。</p> <p>■発災時においてボランティアは様々な役割を果たすことが期待されており、東日本大震災の際には甚大な被害の影響からボランティアが十分に活動できなかった事例もある。ボランティアが円滑に活動できるよう、ボランティアの派遣をコーディネートする体制を強化する必要がある。</p>	<p>【地域の防災力・防犯力の向上】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■区民一人ひとりが、防犯意識・防災意識の向上が図れるよう犯罪のない、災害に強いまちづくりを進めていく。</p> <p>■災害時や、いざという時に助け合える地域コミュニティの強化を一層進めるため、地域活動やボランティア活動へ参加しやすい環境づくりや活動の場の充実、活動団体間の連携や協力など、現在推進している取組みを一層進め、地域コミュニティの活性化を推進していく。</p> <p>■防災訓練や防犯パトロールなど地域住民に積極的に参加を呼びかけ、日頃から顔の見える関係づくりができる環境整備に取り組んでいく。</p> <p>■「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災・防犯意識と地域での助け合い精神を基本に、区、防災区民組織、区民等が協力し、避難・援助・治安・健康維持などを担う体制を整備していく。また、訓練等を継続して実施することにより地区内の連携体制の強化を図る。</p> <p>■ニーズに即したボランティア活動を展開するため、関係団体が連携し、ボランティアのコーディネーターを育成するとともに、ボランティアを受入れ、活動を調整する体制を強化していく。</p>

6-2 復旧復興体制の遅れや人材不足により復旧復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■ 平時から震災時の復旧復興事業を円滑に実施できるよう、復旧復興に対する体制や手順、各分野において復旧復興のためにどのような施策が必要かについて整理・検討するなど復興の事前準備を進めておく必要がある。</p> <p>■ 復興対策のため、区の各組織が震災後の復興のために実施すべき事項や事前に準備しておくべき事項等を体系的に整理し、まちの復興やくらしの復興を進めていくための復興マニュアルが作成されているが、災害時における教訓や社会情勢の変化等を踏まえて定期的な見直しと実践的な訓練の実施により、被災後の復興まちづくりに向けた事前の取組みの強化を進める必要がある。</p> <p>■ 街の現状や地域課題等の基礎的なデータの不足や不備は、復興まちづくりの遅れに影響することから、震災発生後迅速に復興まちづくりに着手できるよう、平時から整備しておく必要がある。</p> <p>■ 平時から地域住民等がまちづくりに携わることが重要である。まちづくりの人材育成や防災組織への継続的な支援など地域のまちづくりを推進していくことが必要である。</p> <p>■ 震災後は、建設資器材の不足や需要の拡大により資器材が高値となり調達ができなくなることが予想される。関係団体との協定や連携を強化し継続して資器材の確保に努める必要がある。</p> <p>■ 大規模災害時には、復旧復興事業を進めてい</p>	<p>【復旧・復興体制の整備】（行政機能）</p> <p>■ 平時から震災時の円滑な復興事業の実施を見据え、災害復興において庁内体制や外部からの応援・連携体制を早期に整備できるよう復興体制の明確化を図る。また、被災後の迅速かつ計画的な復興まちづくりについて、各分野の施策や手順等について整理・検討し、計画や方針、より実践的な行動マニュアル等の整備を進めていく。</p> <p>■ 復興対策のため、作成されている震災復興マニュアルや都市復興プログラム等について、震災時や震災対応を想定した事前の取組みにおいても有効に運用することができるよう、社会情勢の変化等を踏まえ適宜内容の点検や見直しを図るとともに、実践的な復興訓練も継続的に実施していく。</p> <p>■ 平時から復興まちづくりの事前の取組みとして、街の特性や震災時の課題、既定の計画等について整理し、基礎データとして定期的な更新を図る。</p> <p>【人材・資器材等の確保】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■ まちづくりの人材育成や防災組織への継続的な支援など地域のまちづくりを推進していく。</p> <p>■ 震災後の状況を想定し、現在関係団体と結んでいる資器材の確保等の協定について、定期的な確認とともに、災害時には実効性が確保できるよう協定団体との関係を強化していく。</p> <p>■ 大規模災害時には、仮設住宅や災害廃棄物仮置場など様々な業務で事業用地が必要になるため、平時から復興業務における事業用地の</p>

<p>く過程で事業用地の需要が発生し必要な用地確保が難しいことが予想される。仮設住宅や災害廃棄物仮置場など様々な業務において用地確保が必要になることから、各復旧復興業務における事業用地の活用について事前に調整をしておく必要がある。</p> <p>■災害時の復旧復興に向けたボランティアの協力は重要である。災害ボランティアの確保、リーダーやコーディネーターの育成、必要な実践的な訓練や講座の開催など、より一層のボランティア体制の向上に取り組む必要がある。</p> <p>■災害後の生活の再建をするためには、被害状況調査や被災証明の発行、生活再建相談などをより迅速に実施できる体制を整備し、必要な資器材の整備と継続的な講習会や訓練による業務処理の向上など災害前の取組みが重要である。</p>	<p>確保について調整をしていく。</p> <p>【ボランティア受入体制の整備】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■災害時の復旧復興に重要な役割を担う災害ボランティアやボランティアコーディネーターの体制整備と人材育成を強化していく。</p> <p>【家屋等の被害状況の把握】（暮らし・コミュニティ、都市づくり、行政機能）</p> <p>■災害後の生活の再建をするための、被害状況調査や被災証明の発行、生活再建相談などをより迅速に実施できる体制の整備、必要な資器材の確保と継続的な講習会や訓練を実施し災害体制の強化を進めていく。</p>
---	---

**6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞が長期化し
復旧復興が大幅に遅れる事態**

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■大規模な災害時には、大量の災害廃棄物が発生する。また、災害廃棄物以外にも、生活ごみや避難所ごみ等が大量に発生するため、的確に処理を行い、区民の生活環境を保全し公衆衛生を確保する必要がある。ごみの処理は、収集・運搬・中間処理・埋立の各行程を連続して行う一貫した作業であるため、23区、東京二十三区清掃一部事務組合、都等と連携した廃棄物処理体制の整備を一層進める必要がある。</p>	<p>【災害時の廃棄物処理体制の整備】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■令和2年（2020年）4月に23区と東京二十三区清掃一部事務組合との間で締結した「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」を端緒に、さらなる連携強化に取り組んでいく。また、令和6年（2024年）2月に改正した「世田谷区災害廃棄物処理マニュアル」、水害への対応や上記協定の内容を反映させて令和2年（2020年）6月に策定し</p>

■被災地から排出される災害廃棄物については「仮置場」等で一時的に保管するが、悪臭や火災の発生、有害物質の流出等の可能性がある。また、避難所では、生ごみやし尿等が排出されるが、長期化した場合、悪臭や感染症の発症等公衆衛生の悪化を引き起こす事態となる。このため、「仮置場」等の具体的な運用方法や、避難所運営組織や拠点隊等と連携した「避難所ごみ」の処理方法を明確にしておく必要がある。

■大規模災害の発生直後は、人命救助や被災情報の収集・伝達等、被災状況に応じた対応が優先されるため、平時のように廃棄物の収集・運搬等ができない可能性が高いことを区民・事業者にあらかじめ周知しておく必要がある。また、不法投棄を防止し、地域の生活環境の保全や公衆衛生の確保を図るため、災害時の積極的なごみの分別について、周知・啓発が不可欠である。

■災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制するため、住宅等の耐震化や出火防止対策を進める必要がある。

た「世田谷区災害廃棄物処理計画」について、訓練等を通じた検証や、23区・清掃一部事務組合の計画策定状況を踏まえた修正・改訂を行っていく。

【生活環境の保全と公衆衛生の確保】（暮らし・コミュニティ、行政機能）

■「仮置場」等については、「世田谷区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき、排出場所、排出方法等のルールを明確にし、区民に周知していくとともに、危険・有害な廃棄物が混在しないように分別を徹底していく。また、定期的に環境測定やモニタリングを実施する等、危険物の流出等を防止していく。避難所のごみ出しについては、避難所運営組織を通して運営マニュアルや各避難所の排出ルールを徹底していくとともに、拠点隊を通じて、各避難所の状況を把握しながら、生ごみやし尿を早めに収集していく。

【区民・事業者への周知・啓発】（暮らし・コミュニティ、行政機能）

■「世田谷区災害廃棄物処理計画」をホームページで公開するなど、区民・事業者に内容を周知していく。また、災害時には、ごみアプリやSNS、エフエム世田谷等あらゆる手段を活用して、ごみの分別・排出のルールを周知していく。

【災害廃棄物の発生抑制】（暮らし・コミュニティ、行政機能）

■災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制するため、住宅等の耐震化や出火防止対策について、区民等へ周知啓発していく。

■災害時にも平時と同様にごみの分別が行われるよう、より一層ごみの分別に関する意識向上を図る啓発活動に取り組んでいく。

6-4 風評被害により世田谷のイメージが低下する事態

【脆弱性の評価結果】	【推進方針】
<p>■災害の状況を迅速かつ正確に把握し、復旧復興に向けて早急に対策を講じるとともに、区民等に対して正確な情報と復旧復興対策の情報を提供し、不安や混乱を解消していくことが大切である。</p> <p>■世田谷区の観光や産業の復旧復興の機運を盛り上げ、積極的なPRに努め、区のイメージの回復はもとより、さらなる魅力向上に向けた取組みを進めることが大切である。</p> <p>■世田谷の魅力資産、貴重な文化財などが災害で喪失しないような取組みが必要である。</p>	<p>【情報の把握と正確な情報伝達】（行政機能）</p> <p>■災害後の区民等の不安や混乱を解消していくため、災害の状況を迅速かつ正確に把握し、復旧に向けた情報を速やかに発信する。その上で、復興に向けて講じる対策等について正確な情報とその進捗を区内外に提供していく体制を整備していく。</p> <p>【区の復興の取組みのPR】（暮らし・コミュニティ、行政機能）</p> <p>■災害後に区民や事業者等と世田谷区の観光や産業の復旧復興の機運を盛り上げるため、復旧に関する情報をいち早く提供し、区のイメージの回復に向けた積極的なPRに取り組む。その上で、災害を踏まえたさらなる魅力向上に資する取組みを計画・実施するとともに、適切なPRに取り組む。</p> <p>■世田谷の魅力資産、貴重な文化財などが災害で喪失しないよう被害を最小限に留めるための取組みとともに映像等への記録・保管などの取組みに努めていく。</p>

【施策分野別の推進方針】

- 1 健康・福祉
- 2 子ども若者・教育
- 3 暮らし・コミュニティ
(環境・リサイクル・みどり、経済・産業、文化・スポーツ、人権)
- 4 都市づくり
- 5 行政機能 (情報通信等)

【健康・福祉】

- 健康危機管理事態に対して、迅速かつ適切な危機管理を行えるよう、平時から東京都や医師会、医療に係る関係機関と調整・連携し、情報収集や発信等について一元的に管理・運営する体制の構築、危機管理時の行動計画やマニュアルの整備、定期的な訓練の実施など健康危機管理体制を構築していく。
- 健康危機が発生した場合に備え、避難場所の拡充や運営方法の点検、健康危機管理に必要な薬剤や備蓄品の確保、機器や機材の整備及び調達体制、被災者の心身の安定や感染症の予防対策など保健衛生体制の強化をしていく。
- 平時から適切な健康診断や予防接種事業の充実と接種率の向上、感染予防の正しい知識など健康危機管理に係る普及・啓発の取組みなど感染予防対策を促進する。

【子ども若者・教育】

- 大規模自然災害発生においても、次代を担う、子ども・若者の福祉環境・教育環境を確保するため、児童福祉施設等の計画的な耐震化を促進、施設の耐震性能を維持するため、定期的な点検や改修を推進していく。
- 地域の防災区民組織と災害時に避難所となる学校等が連携し避難所運営訓練等を実施するとともに、子どもや若者が地域の防災訓練やイベント等への参加を通して防災対策や地域社会との関わりを深めていくなど地域コミュニティの強化を推進していく。

【暮らし・コミュニティ】

- 災害時や、いざという時に助け合える地域コミュニティの強化を一層進めるため、日頃から顔の見える関係づくりができる環境整備、地区情報共有プラットフォームの定着、お祭りやイベントなど参加しやすい場の提供、防災訓練などの地域活動の充実、次代を担う人材育成、活動団体間の連携や協力体制の整備などを進め、地域の防災力の向上を推進していく。
- 区民一人ひとりが防災意識の向上を図れるよう平時から高齢者や障害者、外国人等に配慮した各種広報媒体を活用し、区民にわかりやすく備蓄物品などの災害への備えや災害時の情報収集手段、各種支援制度の周知・啓発を図り、区民一人ひとりの防災意識の向上を図っていく。
- 防災区民組織や消防団をはじめ地域での活動団体や事業所、学校や関係機関等と連携・協力し、様々な自然災害を想定した訓練や自助・共助の重要性など啓発活動を充実させ、犯罪のない災害に強いまちづくりを進めていく。

- 避難所内の衛生環境や健康管理体制の確保、避難者の孤立防止のための見守りや生活上の相談支援、住民同士の交流の機会の提供など、被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、運営を担う避難所運営組織との連携を密にし、安全な避難所の運営体制に向けた取組みを促進する。
- 産業の事業継続、区民生活の維持継続を確保するため、産業団体等と連携し区内中小事業者に対し、業務継続計画（BCP）策定の推進、災害時の企業活動の維持や早期回復に向けた、金融支援や非常用電源設備の設置支援など事業者の事業継続・事業再開の取組みを推進する。

【都市づくり】

- 災害に強いまちづくりを目指し、建築物の耐震化の促進、ブロック塀等の倒壊防止や看板等の工作物の落下防止、木造住宅密集地域等の不燃化の推進、公園や緑地、広場の整備による避難地や延焼を遅らせる機能の強化を図っていく。家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置など住宅内の安全対策等について区民にわかりやすい広報、啓発活動を積極的に展開し区民の災害予防に対する意識や気運をより一層高めていく。
- 災害時における緊急支援物資輸送の維持または早期復旧のため、道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施・道路斜面の安全対策、無電柱化の推進、道路啓開体制の充実など、道路の整備・補強・老朽化対策等を計画的に行い、道路の災害対応力を強化していく。
- 近年、豪雨等により河川堤防等の決壊による甚大な被害や局地的集中的豪雨による浸水被害など水害に対する脆弱性が高まっているため、東京都と連携・調整を図りながら河川・下水道の整備、公共施設・民間施設での流域対策の強化、住宅における雨水浸透ますや雨水タンクの設置推進、土砂災害の防止対策とともに、グリーンインフラの持つ雨水の貯留、浸透、流出抑制などの機能を積極的かつ有効的に活用し、河川や下水道の流入負荷の軽減を促進していく。
- 被災した区民の生活環境を早期に復旧させるため、被災者の自力再建を支援するとともに、応急的な住宅の整備、自力での住まいの確保支援などの住宅復興対策の実施や、管理計画等に基づき整備された区営住宅の供給により、避難所生活の早期解消を目指していく。

【行政機能】

- 大規模自然災害発生においても防災拠点、避難所、行政サービスの提供を維持するため、業務継続計画や各対応マニュアルなどの実効性を高めるための定期的な点検と訓練を実施し災害対策業務及び通常業務ができる運営体制の強化を進める。
- 職員一人ひとりが業務継続計画及び災害対策業務の内容を十分理解し、災害時に限られた人数であっても業務が行えるよう日頃からの準備と意識の向上を図る。
- 全ての公共施設の計画的な点検や改修による耐震性能の維持、あらゆる被害状況を想定した電力・ガス等のエネルギー・燃料の確保、様々な災害を踏まえた物資等の必要量の備蓄、活動スペースの確保を推進し災害時の対応力を高める。
- 地震や風水害、火山噴火など様々な災害を想定し、帰宅困難者対策の推進、災害後迅速かつ適切な生活再建や復旧・復興まちづくりに向けた体制整備や、震災復興マニュアルや都市復興プログラムや各分野の復旧・復興マニュアルなどの整備を進め、事前対策の取組みや実践的な訓練を継続して実施していく。

(共通)

- 災害時に重要な情報伝達について多様な情報収集手段の確保、庁内や関係機関等との情報連携の体制の強化により、防災行政無線等既存の情報伝達手段の多重化等と技術革新に併せた伝達手段の多様化を進め、高齢者や障害者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保し、区民等に迅速かつ正確な情報提供を充実していく。
- 民間企業との物資や燃料の供給等、学校との施設等の提供、地域活動団体との行動支援、自治体間等の相互応援など数多く締結している災害時における協定・覚書に基づき、災害時に迅速で円滑な供給が図れるよう各団体と連携強化を図り実効性を高める取組みを進めていく。